

(白石) 南郷 13 丁目

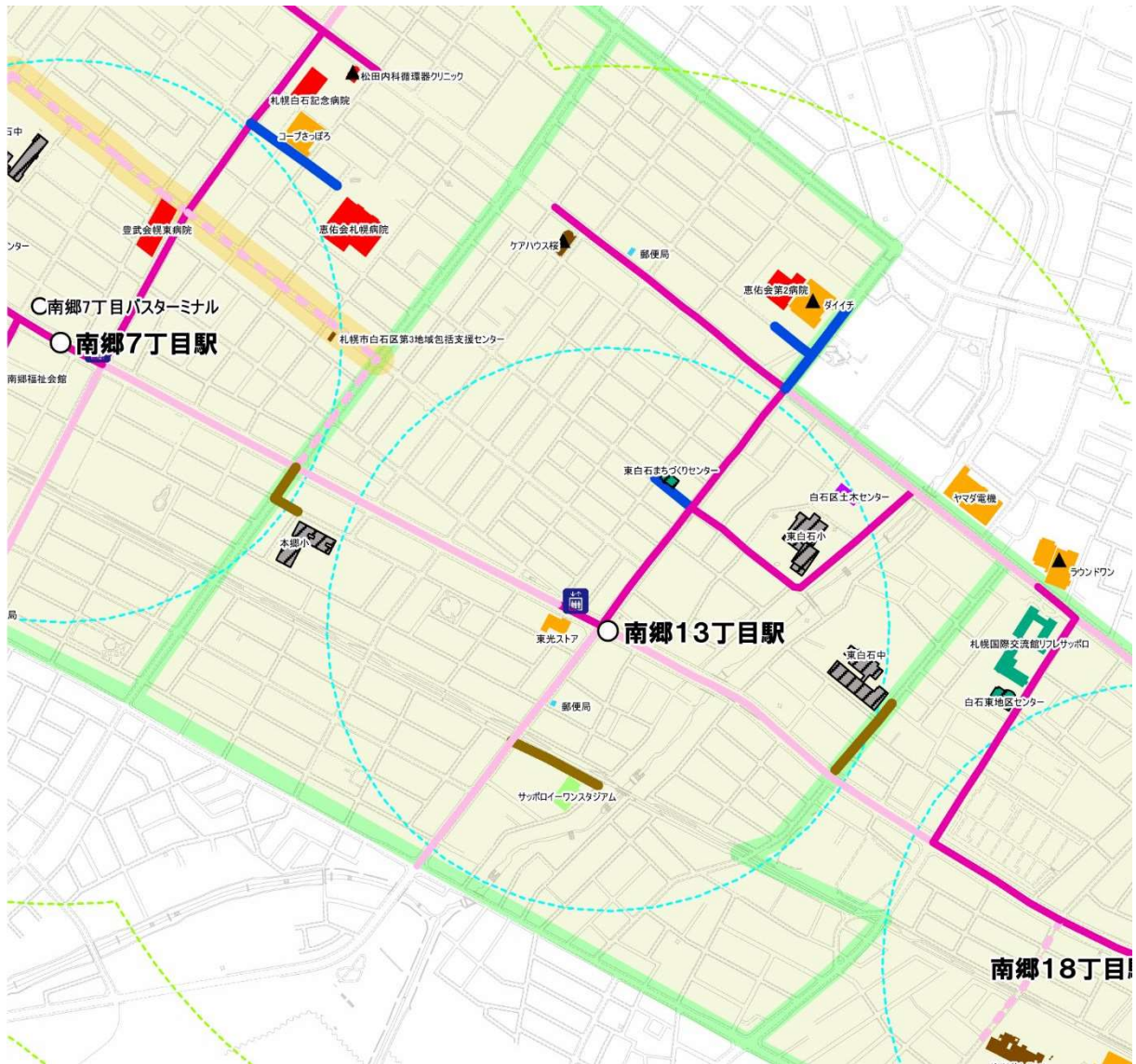


図 4-33 南郷 13 丁目地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	1,460 m
	その他の生活関連経路	2,970 m
	合計	4,430 m
地区面積		142ha

(白石) 南郷 18 丁目

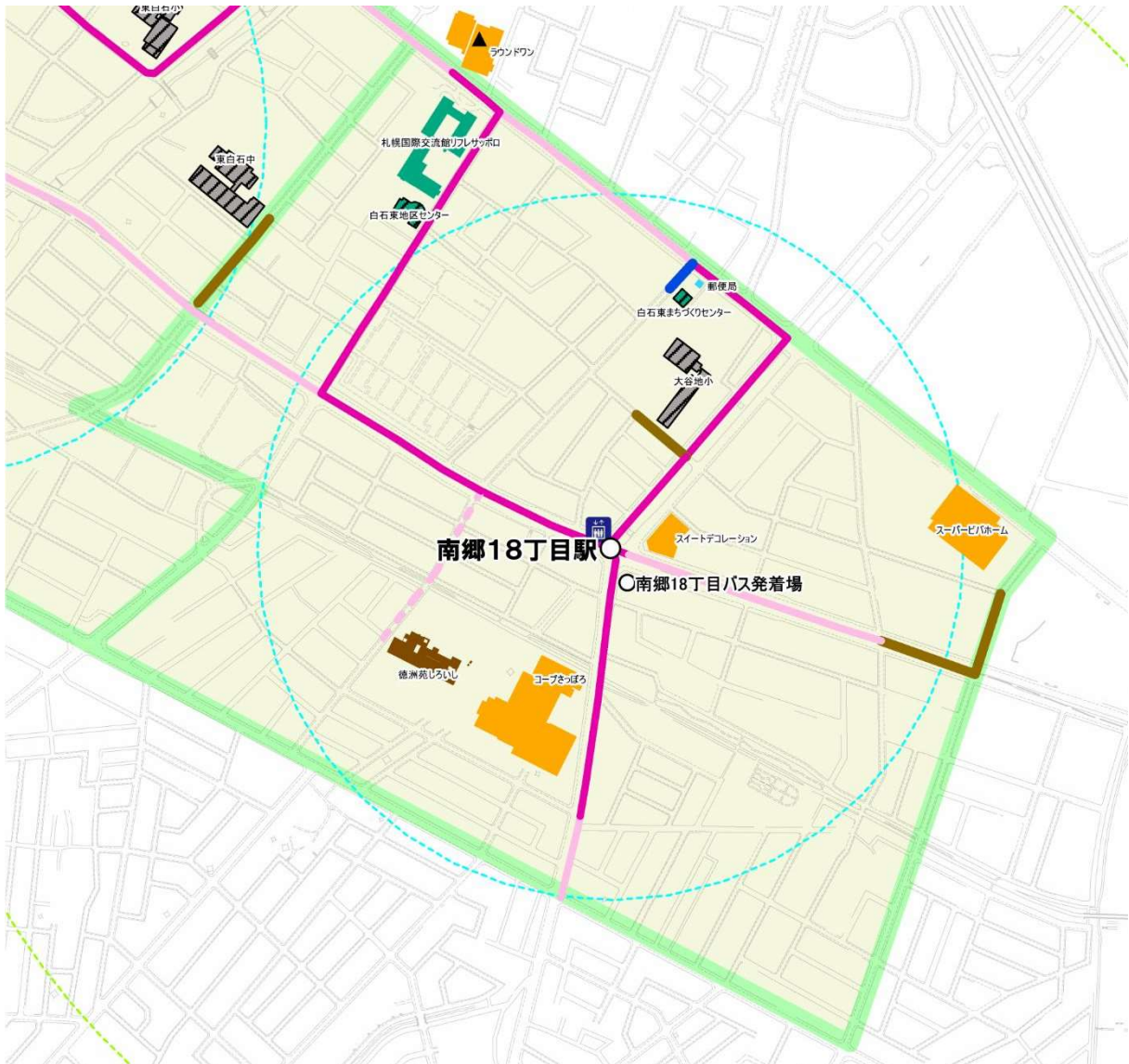


図 4-34 南郷 18 丁目地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	1,680 m
	その他の生活関連経路	2,340 m
	合計	4,020 m
地区面積		103ha

(厚別) 大谷地

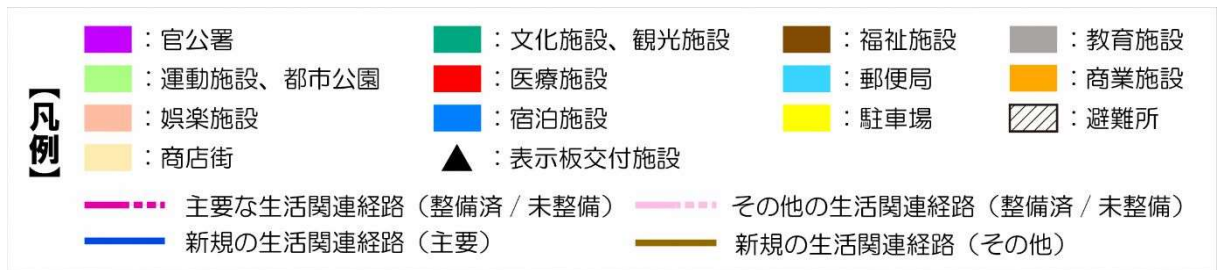
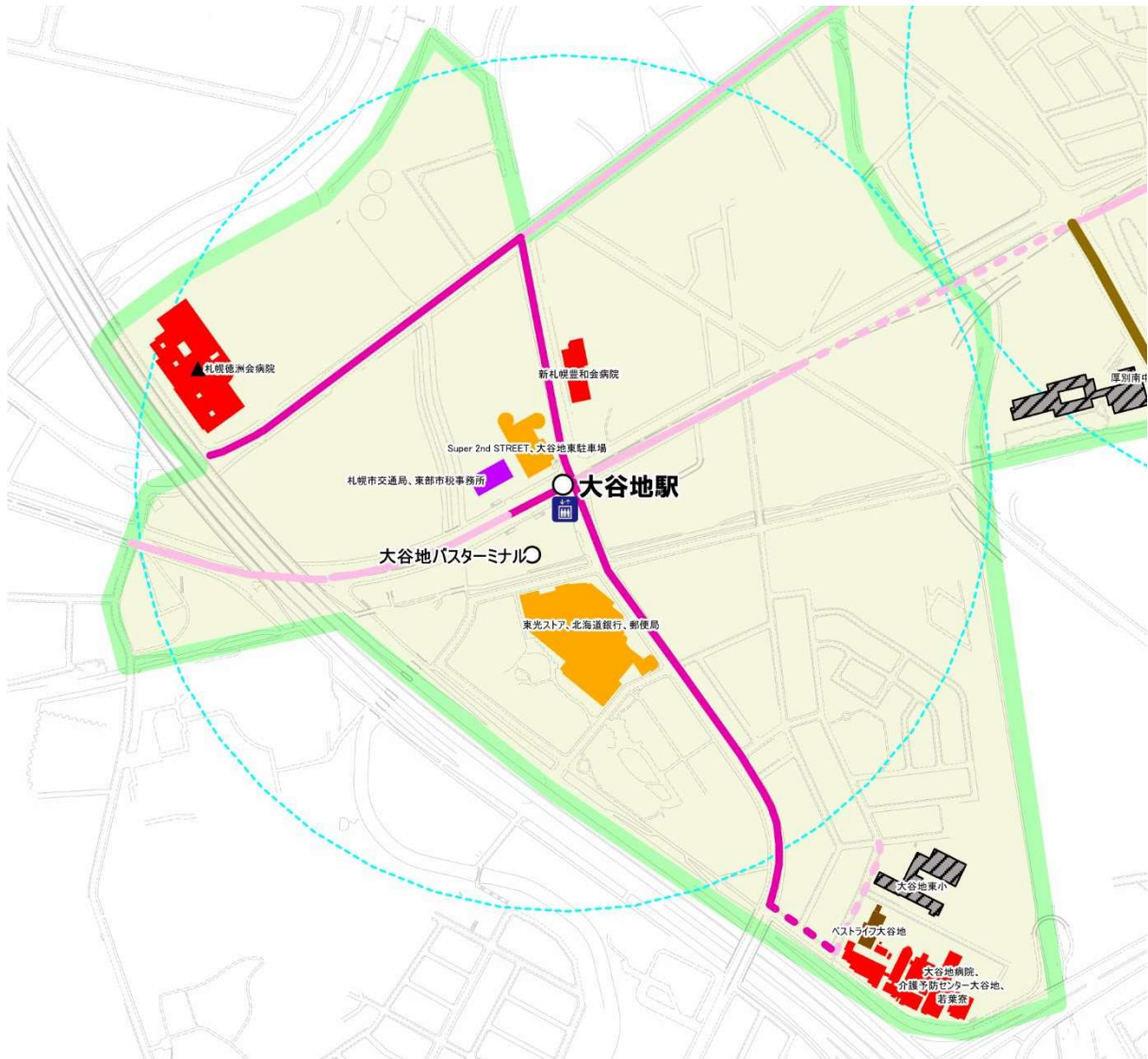


図 4-35 大谷地地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	1,480 m
	その他の生活関連経路	1,560 m
	合計	3,040 m
地区面積		77ha

(厚別) ひばりが丘

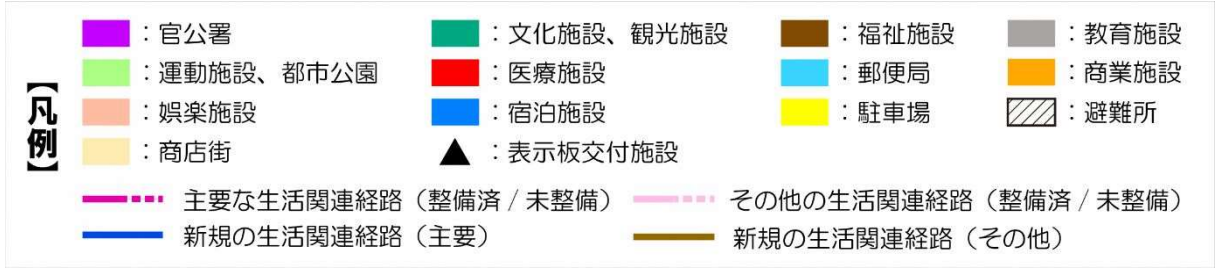
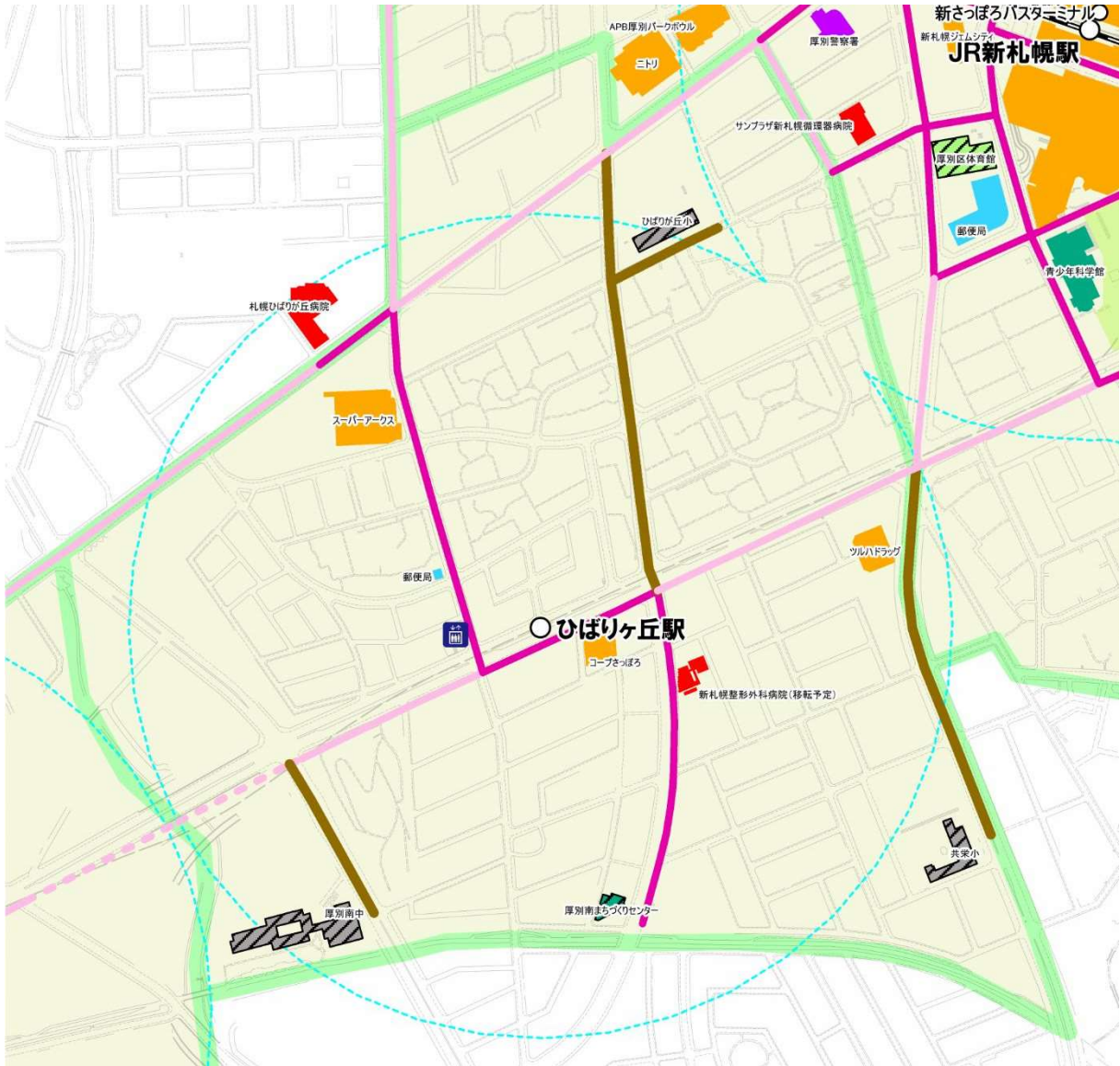


図 4-36 ひばりが丘地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	1,210 m
	その他の生活関連経路	3,060 m
	合計	4,270 m
地区面積		89ha

(厚別) 厚別副都心

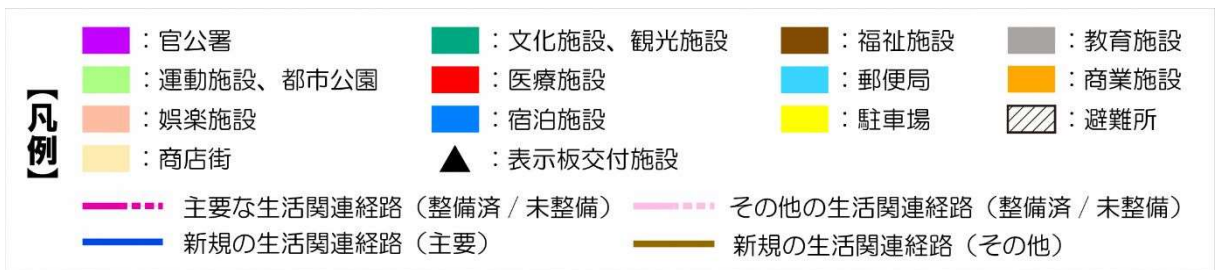
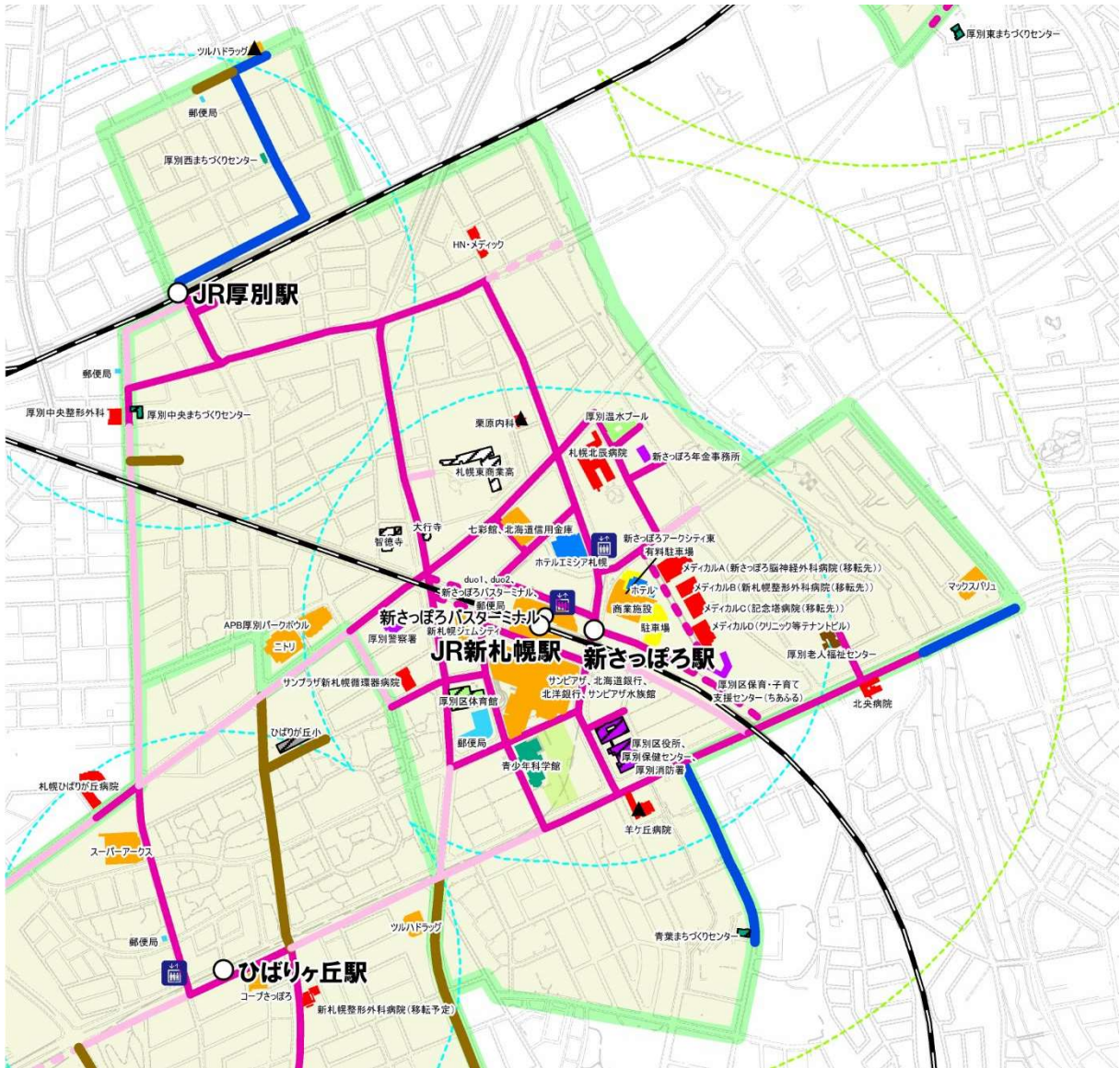


図 4-37 厚別副都心地区

生活関連経路	主要な生活関連経路	9,040 m
	その他の生活関連経路	3,130 m
	合計	12,170 m
地区面積		198ha

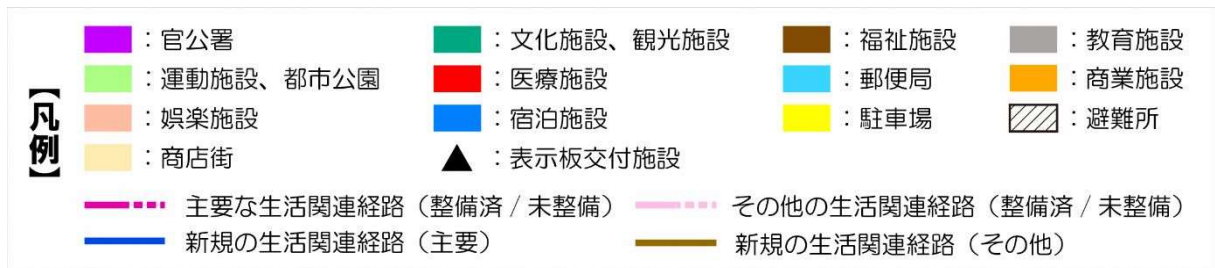
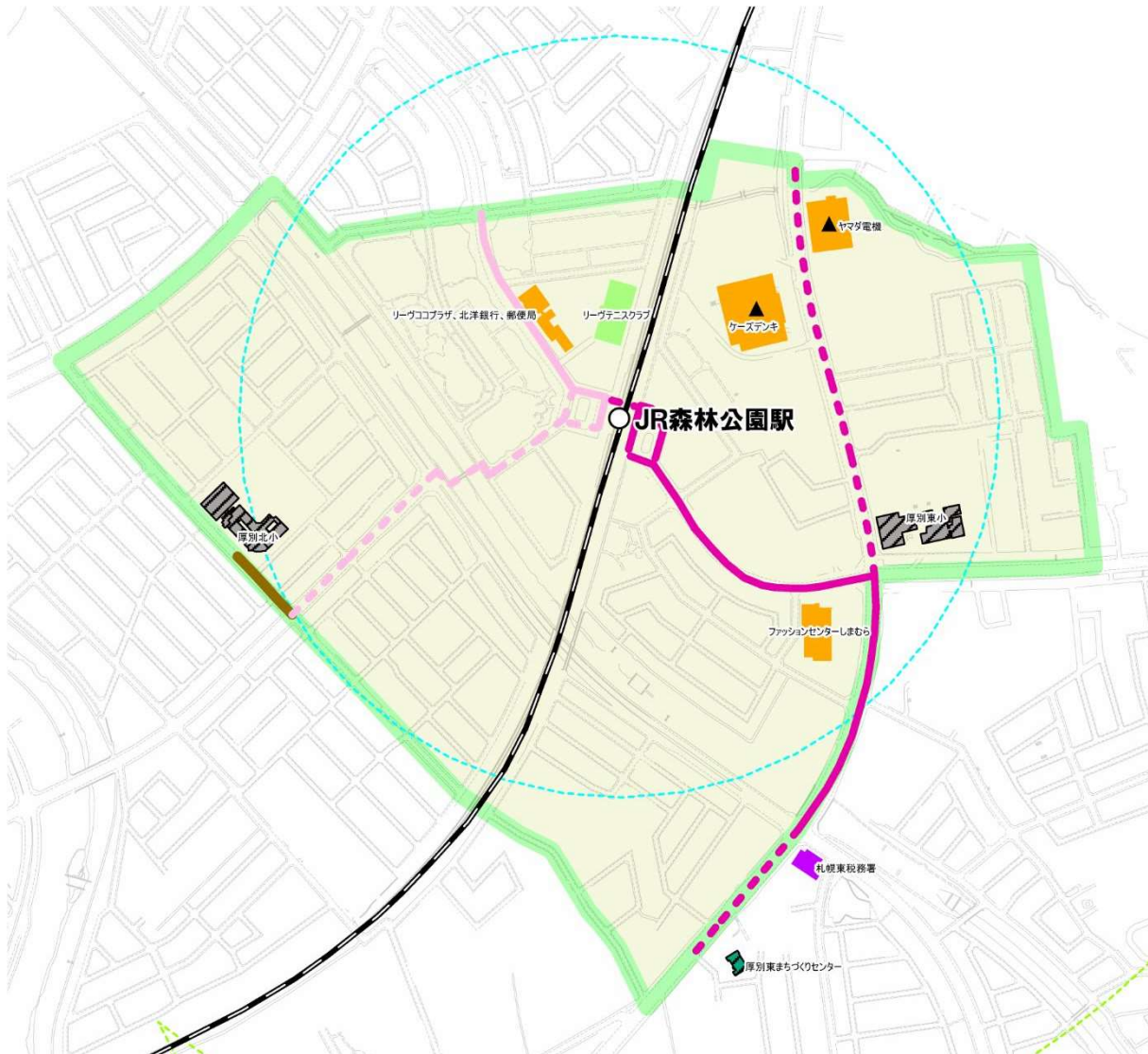
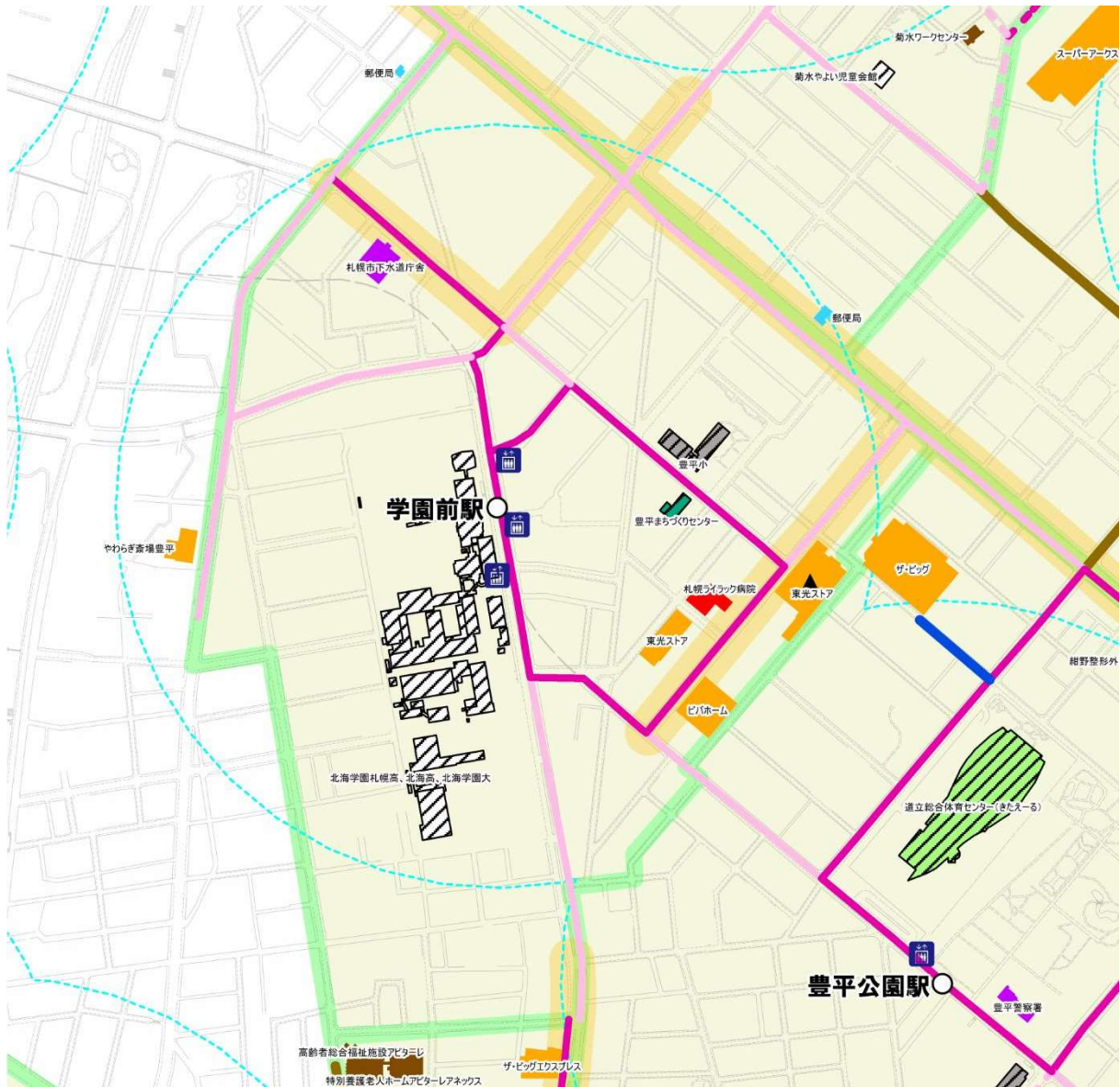


図 4-38 森林公園地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	1,550 m
	その他の生活関連経路	960 m
	合計	2,510 m
地区面積		82ha

(豊平) 学園前



- 【凡例】**
- : 官公署
  - : 文化施設、観光施設
  - : 福祉施設
  - : 教育施設
  - : 運動施設、都市公園
  - : 医療施設
  - : 郵便局
  - : 商業施設
  - : 娯楽施設
  - : 宿泊施設
  - : 駐車場
  - : 避難所
  - ▲ : 表示板交付施設
- : 主要な生活関連経路（整備済 / 未整備）     — : その他の生活関連経路（整備済 / 未整備）  
— : 新規の生活関連経路（主要）     — : 新規の生活関連経路（その他）

図 4-39 学園前地区

生活関連経路	主要な生活関連経路	1,750 m
	その他の生活関連経路	3,120 m
	合計	4,870 m
	地区面積	74ha

(豊平) 豊平公園



図 4-40 豊平公園地区

生活関連経路	主要な生活関連経路	1,980 m
	その他の生活関連経路	1,350 m
	合計	3,330 m
	地区面積	92ha



(豊平) 中の島



図 4-41 中の島地区

生活関連経路	主要な生活関連経路	840 m
	その他の生活関連経路	1,370 m
	合計	2,210 m
	地区面積	63ha

(豊平) 平岸

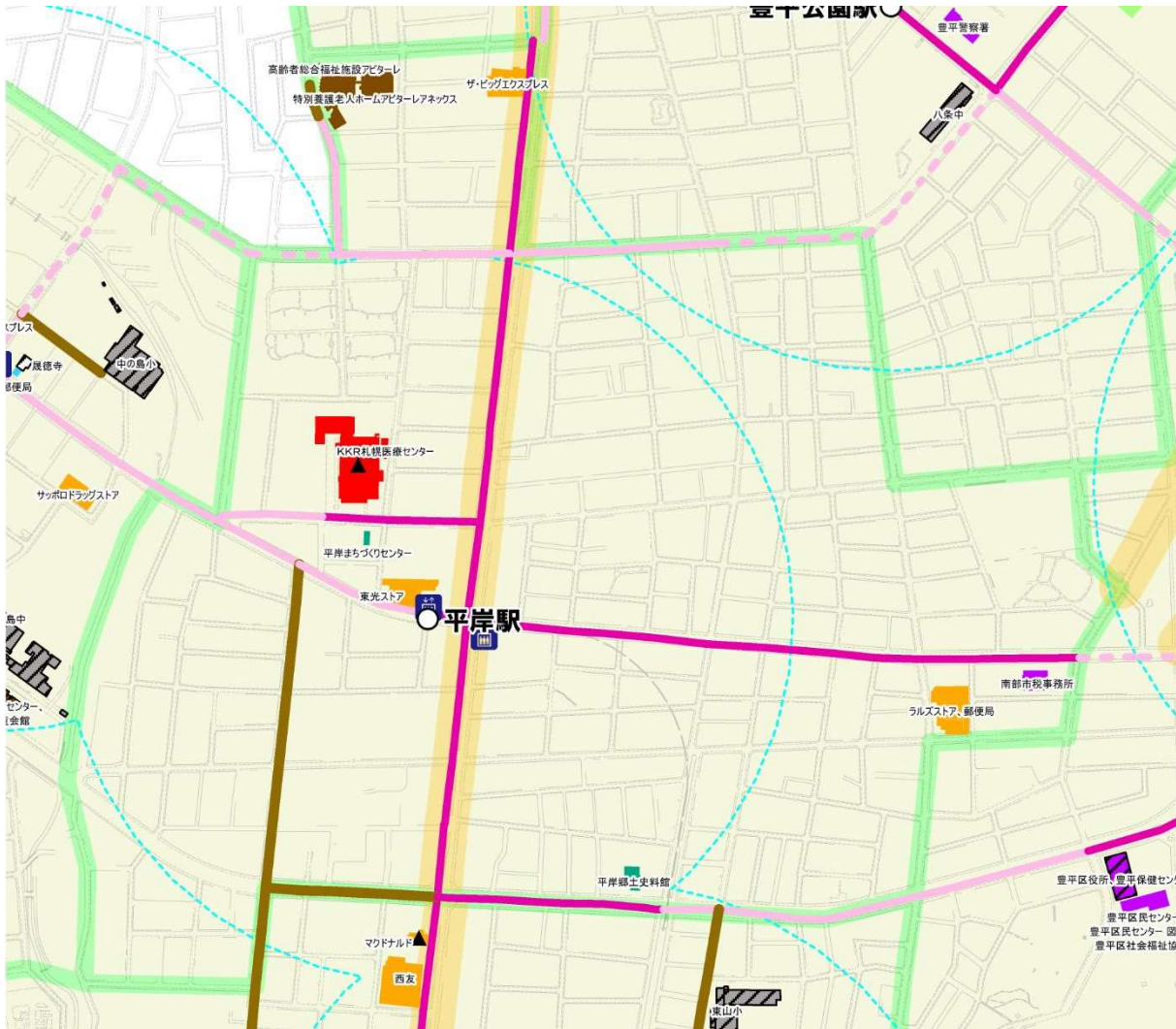
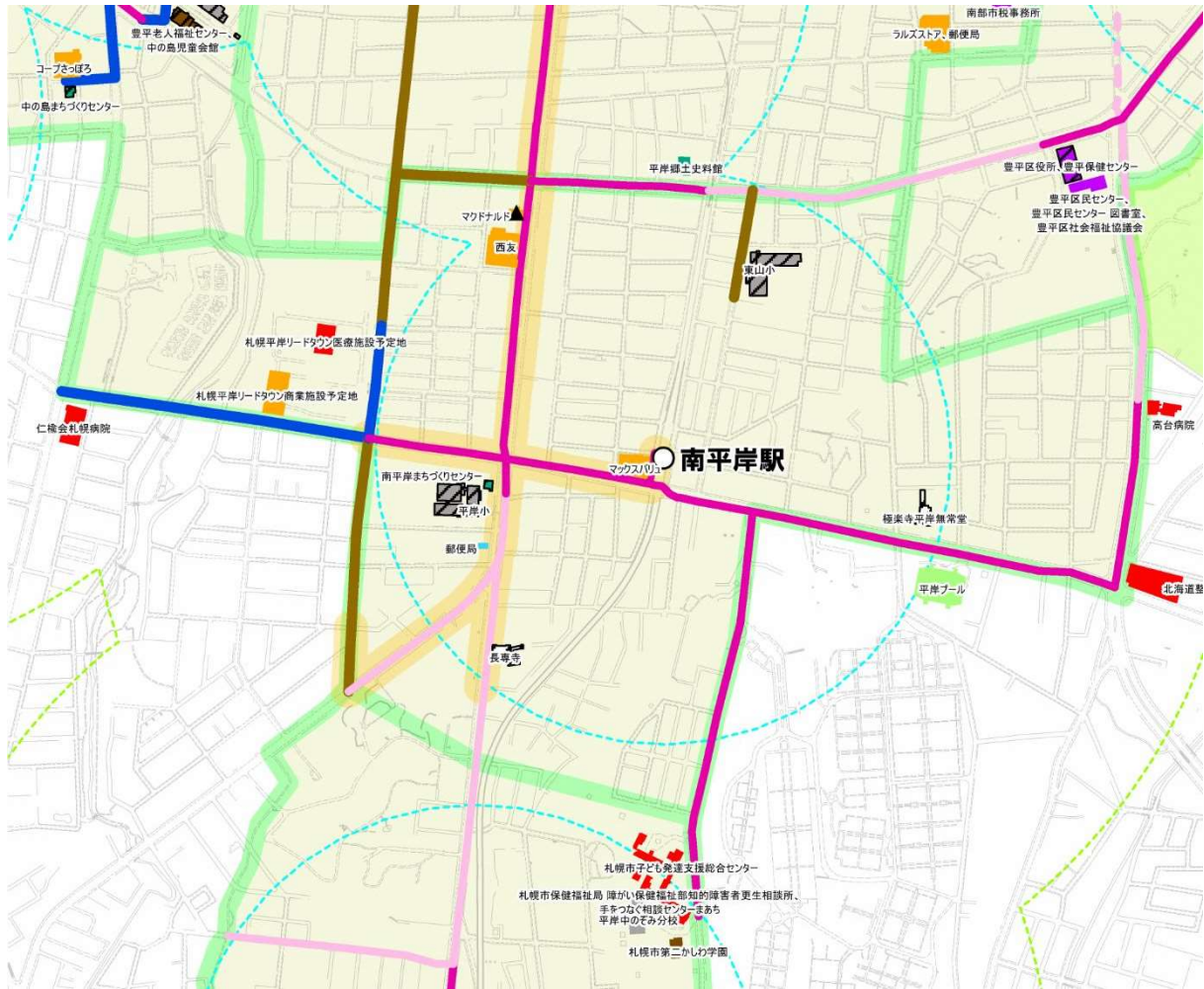


図 4-42 平岸地区

生活関連経路	主要な生活関連経路	2,260 m
	その他の生活関連経路	2,820 m
	合計	5,080 m
	地区面積	112ha

(豊平) 南平岸

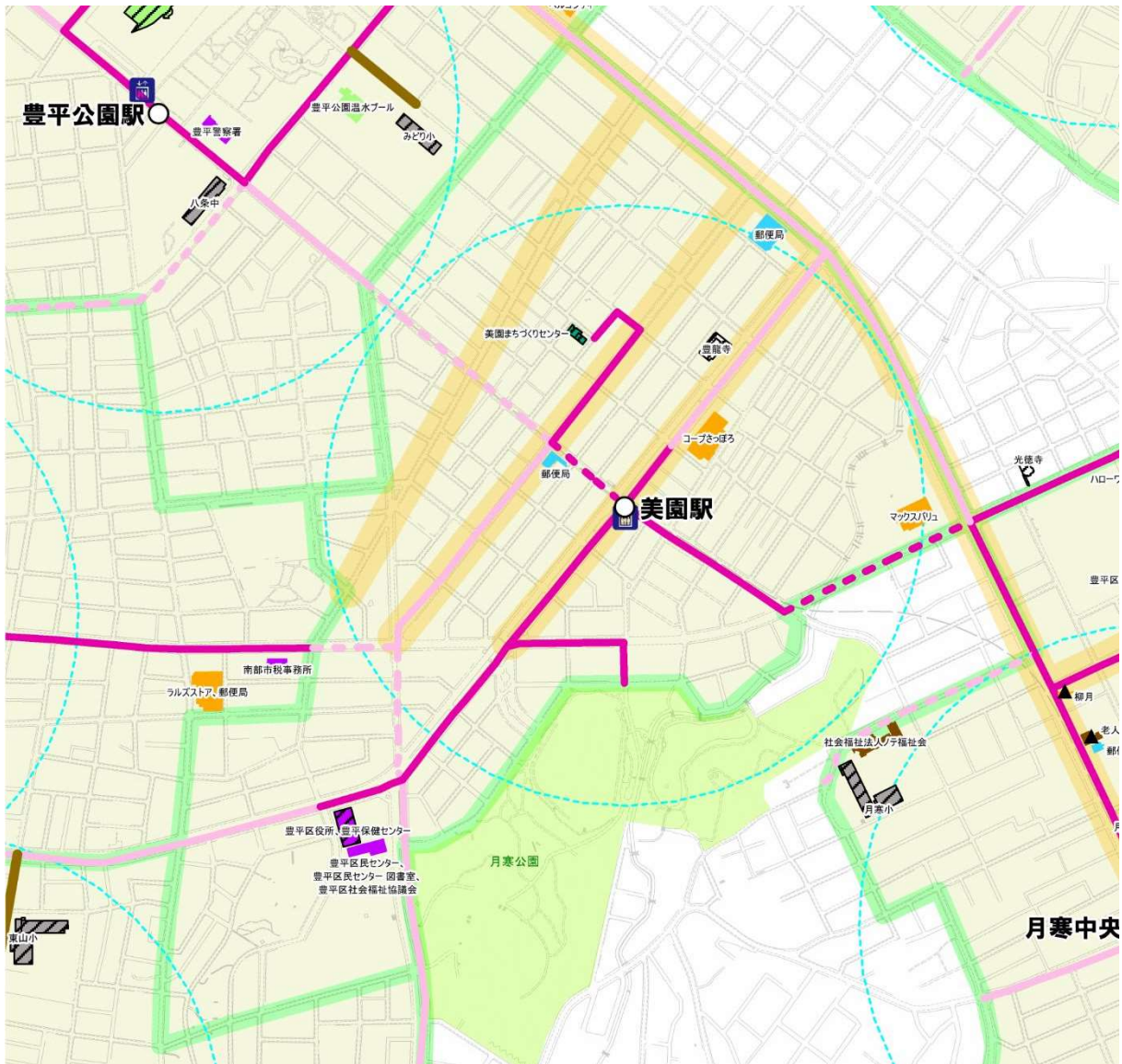


【凡例】

- ：官公署
  - ：文化施設、観光施設
  - ：福祉施設
  - ：教育施設
  - ：運動施設、都市公園
  - ：医療施設
  - ：郵便局
  - ：商業施設
  - ：娯楽施設
  - ：宿泊施設
  - ：駐車場
  - ：避難所
  - ：商店街
  - ：表示板交付施設
- · — · — · — · — · 主要な生活関連経路（整備済 / 未整備）     — · — · — · — · — · その他の生活関連経路（整備済 / 未整備）  
— — — — — 新規の生活関連経路（主要）     — — — — — 新規の生活関連経路（その他）

図 4-43 南平岸地区

生活関連経路	主要な生活関連経路	3,330 m
	その他の生活関連経路	2,130 m
	合計	5,460 m
	地区面積	113ha



- 【凡例】**
- : 官公署
  - : 文化施設、観光施設
  - : 福祉施設
  - : 教育施設
  - : 運動施設、都市公園
  - : 医療施設
  - : 郵便局
  - : 商業施設
  - : 娯楽施設
  - : 宿泊施設
  - : 駐車場
  - : 避難所
  - : 商店街
  - : 表示板交付施設
- · · · — 主要な生活関連経路（整備済 / 未整備）     — · · · — その他の生活関連経路（整備済 / 未整備）  
— — — — 新規の生活関連経路（主要）     — — — — 新規の生活関連経路（その他）

図 4-44 美園地区

生活関連経路	
主要な生活関連経路	1,760 m
その他の生活関連経路	3,830 m
合計	5,590 m
地区面積	101ha

(豊平) 月寒中央

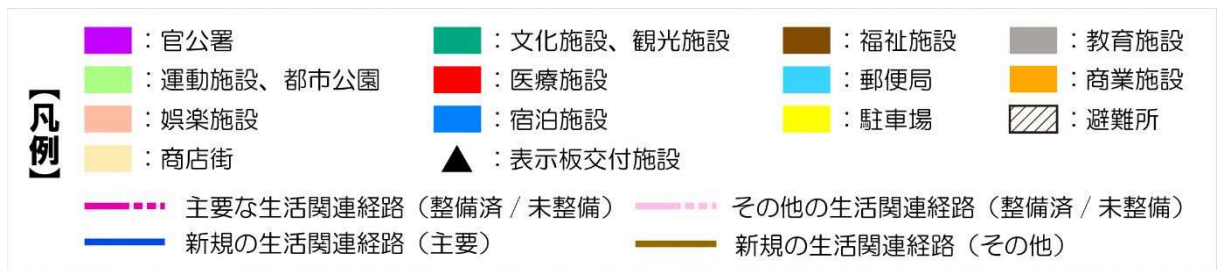
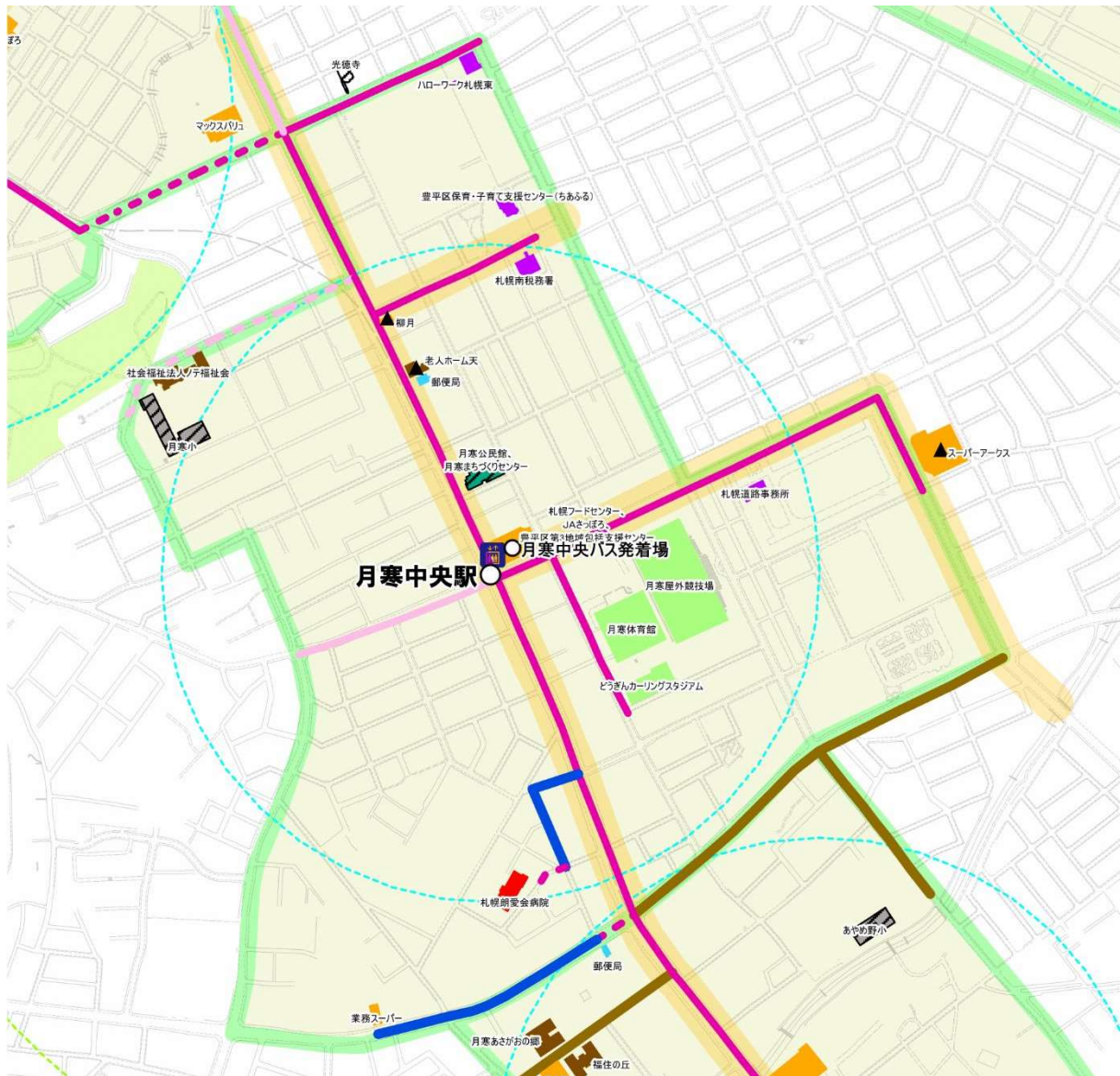


図 4-45 月寒中央地区

生活関連経路	主要な生活関連経路	3,950 m
	その他の生活関連経路	1,460 m
	合計	5,410 m
	地区面積	102ha

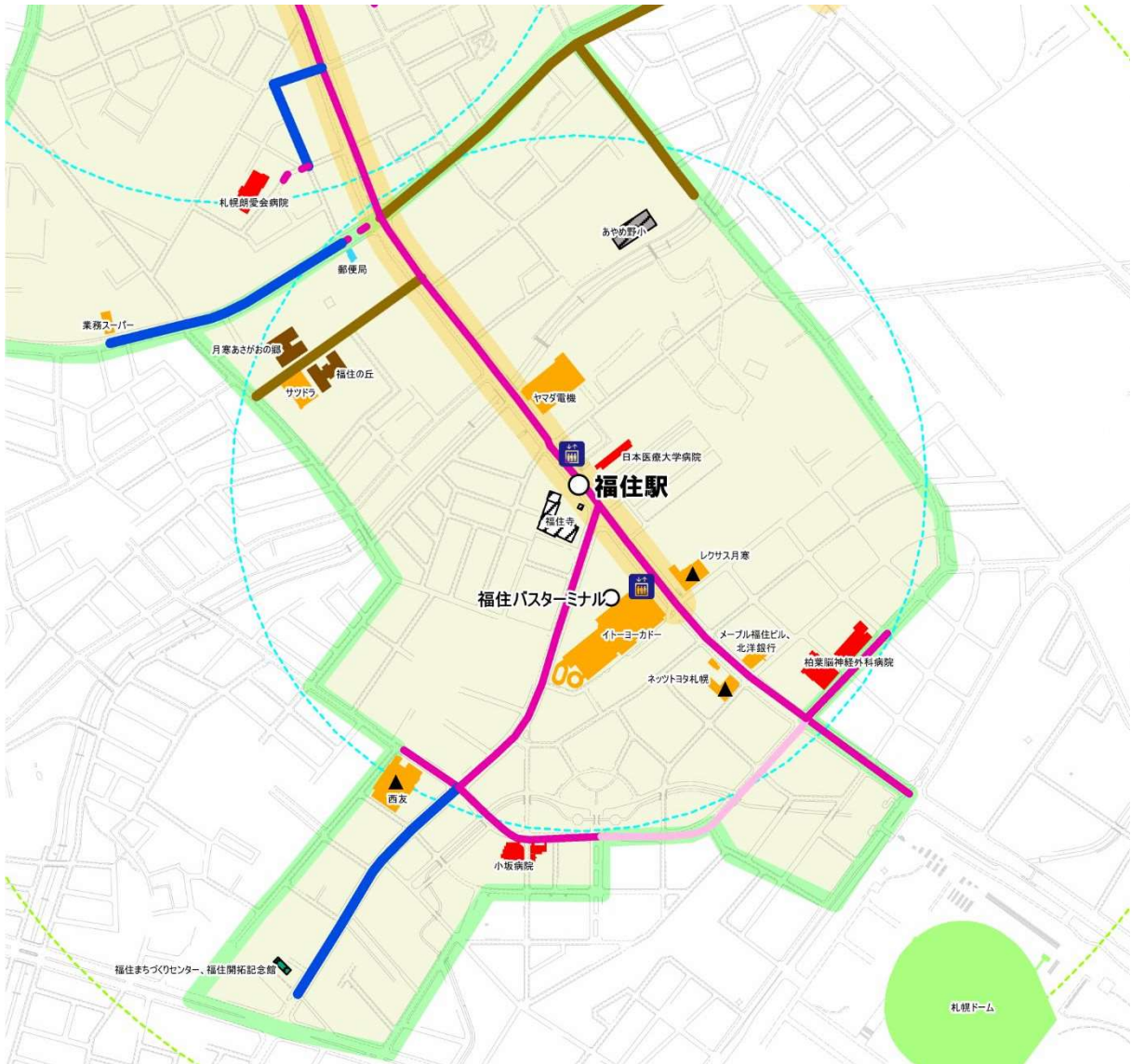


図 4-46 福住地区

生活関連経路	
■ ■ ■ ■ 主要な生活関連経路	2,430 m
■ ■ ■ ■ その他の生活関連経路	910 m
■ ■ ■ ■ 合計	3,340 m
地区面積	86ha

(清田) 清田

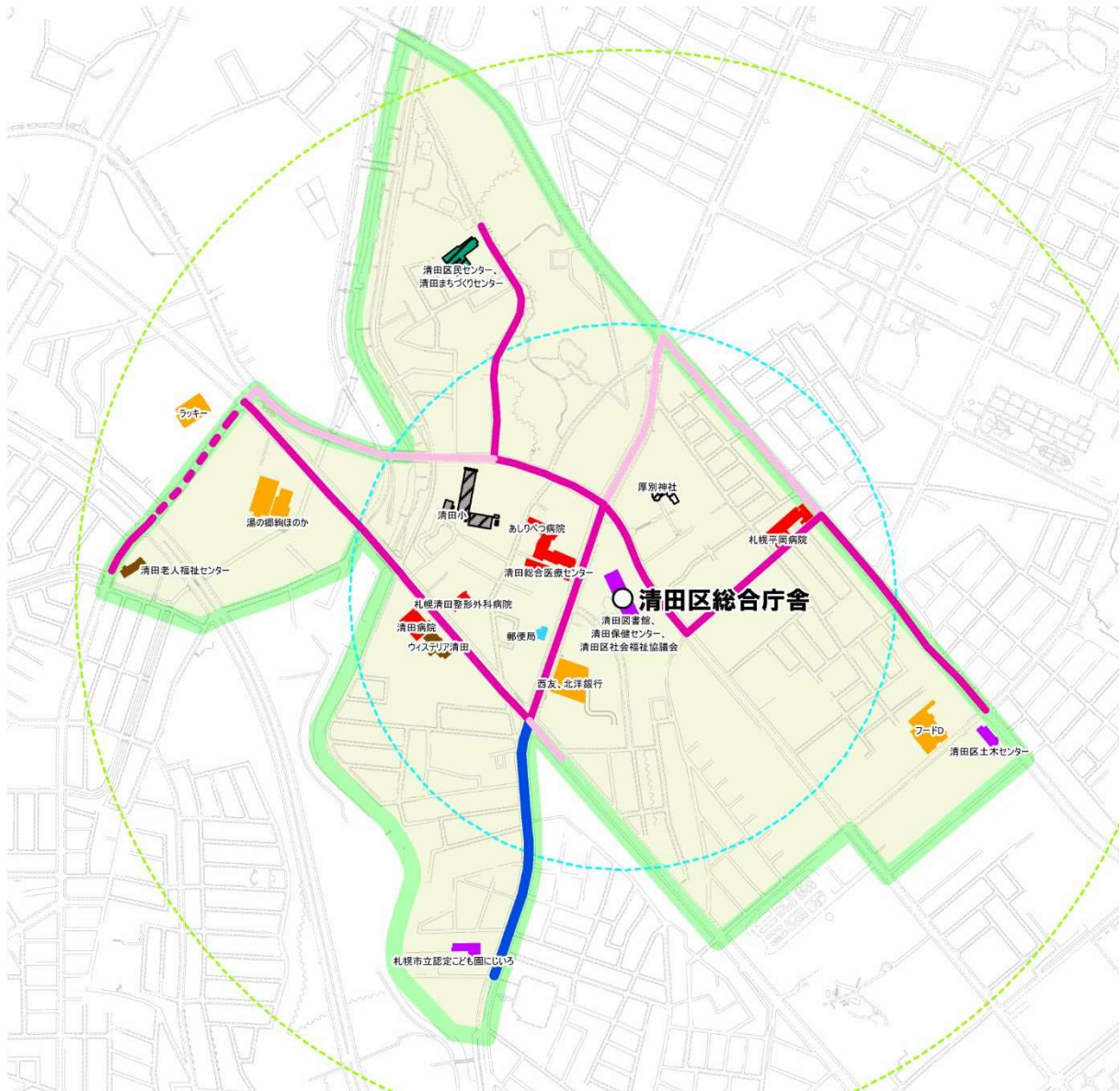


図 4-47 清田地区

生活関連経路	主要な生活関連経路	3,810 m
	その他の生活関連経路	1,300 m
	合計	5,110 m
	地区面積	123ha

(南) 澄川

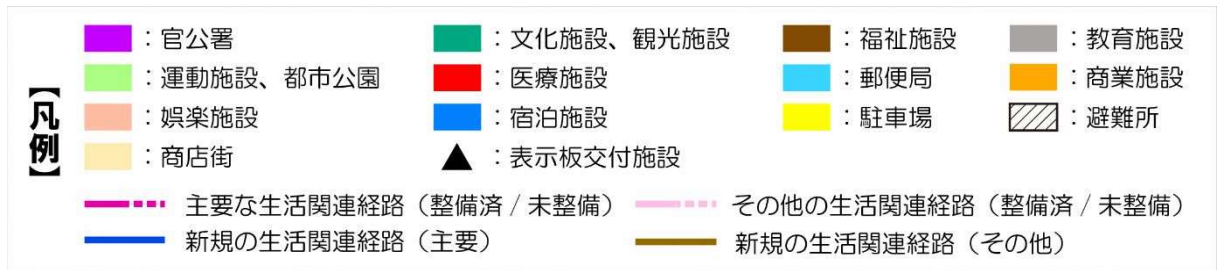
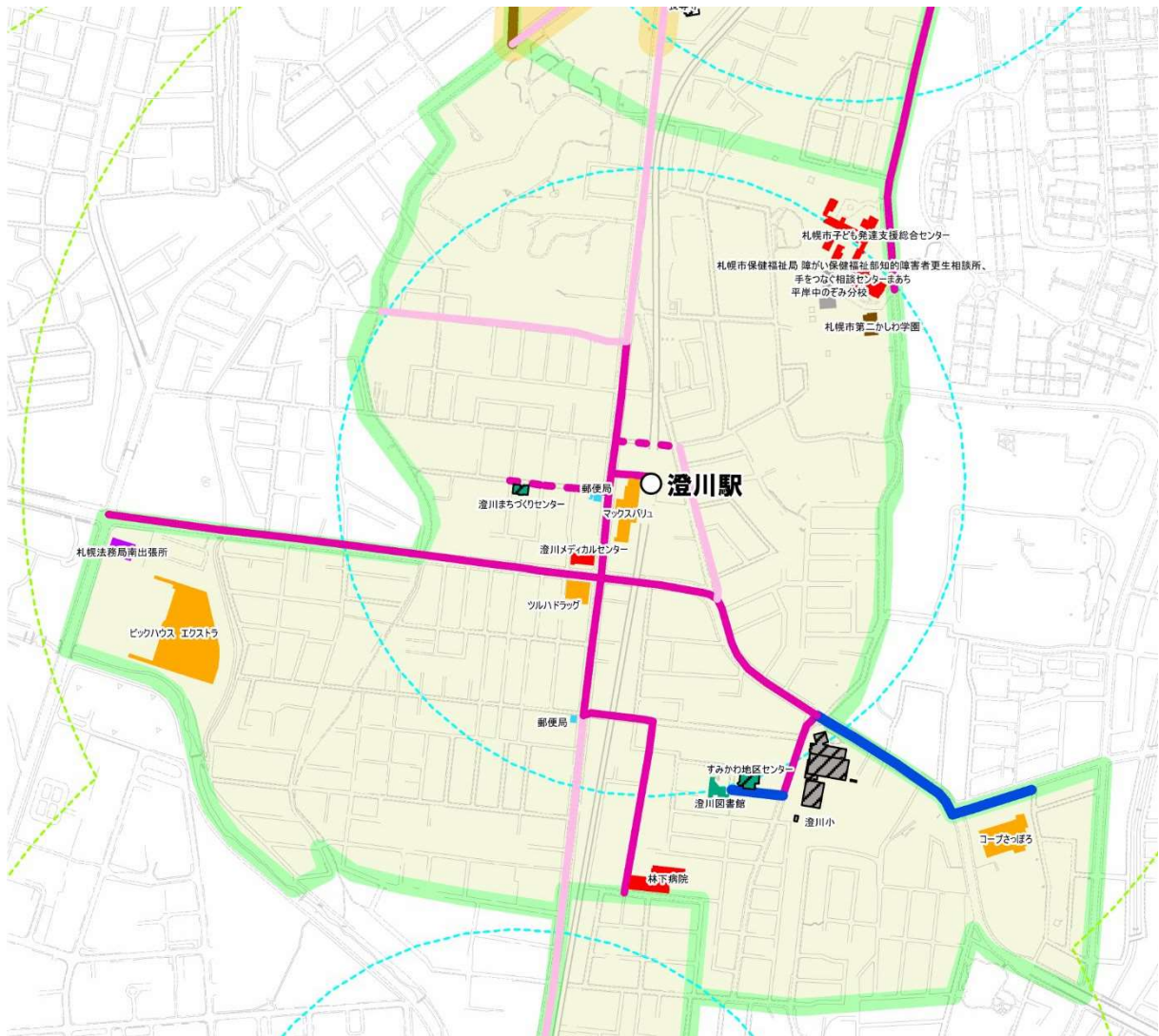


図 4-48 澄川地区

生活関連経路	主要な生活関連経路	3,680 m
	その他の生活関連経路	860 m
	合計	4,540 m
	地区面積	132ha



(南) 澄川南

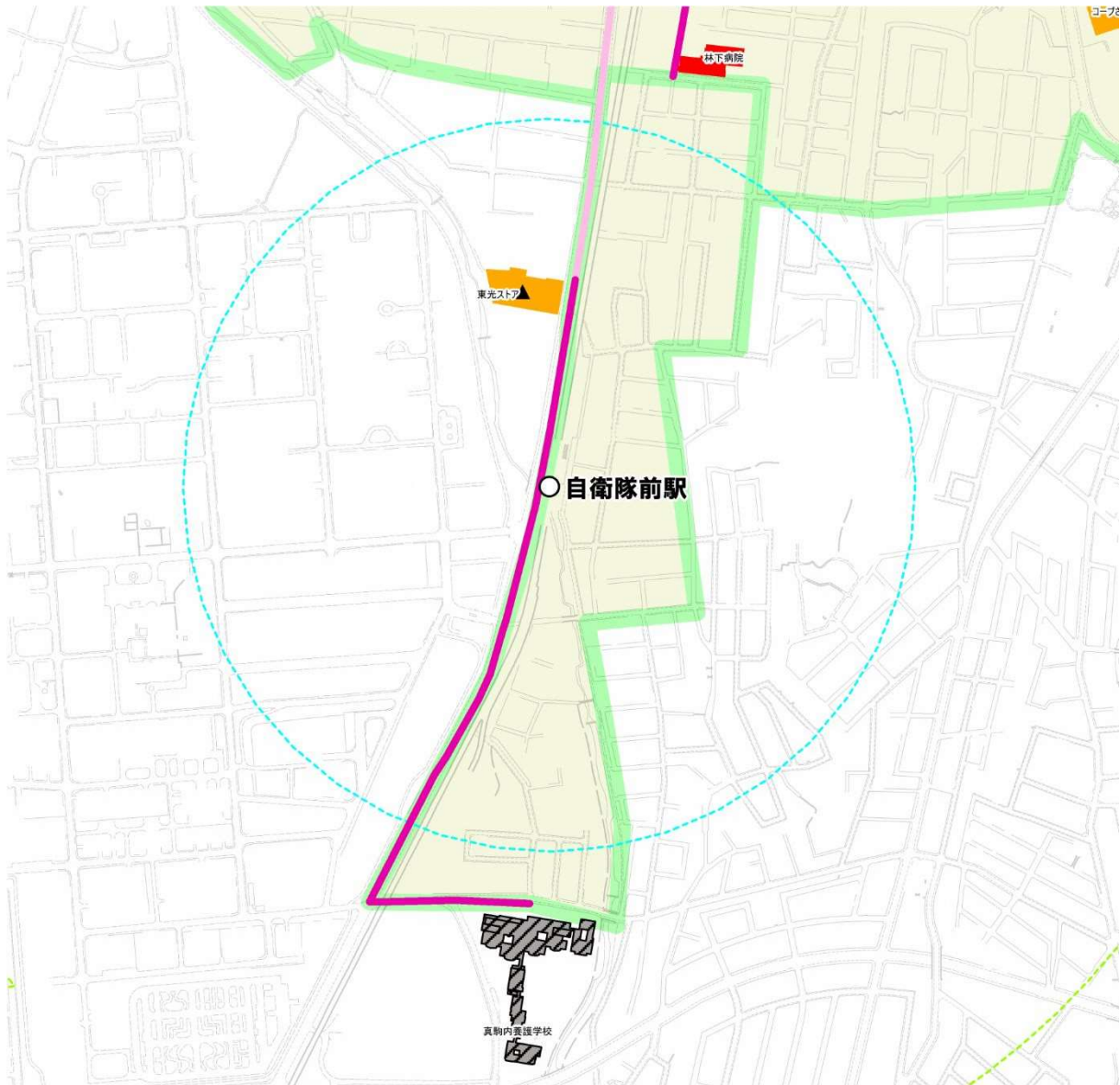


図 4-49 澄川南地区

生活関連経路	主要な生活関連経路	1,120 m
	その他の生活関連経路	310 m
	合計	1,430 m
	地区面積	24ha

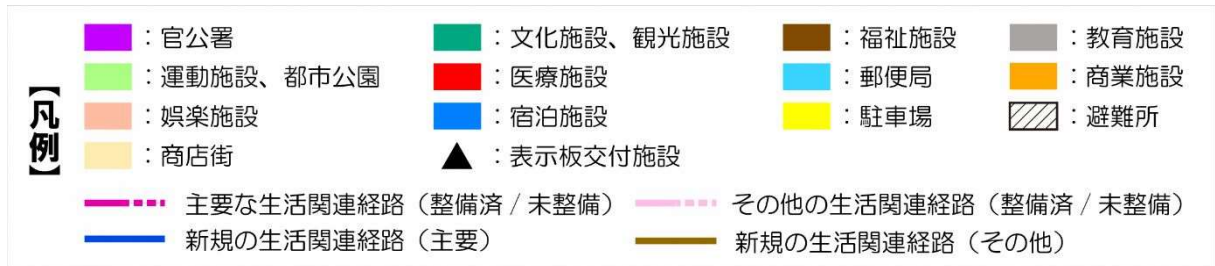
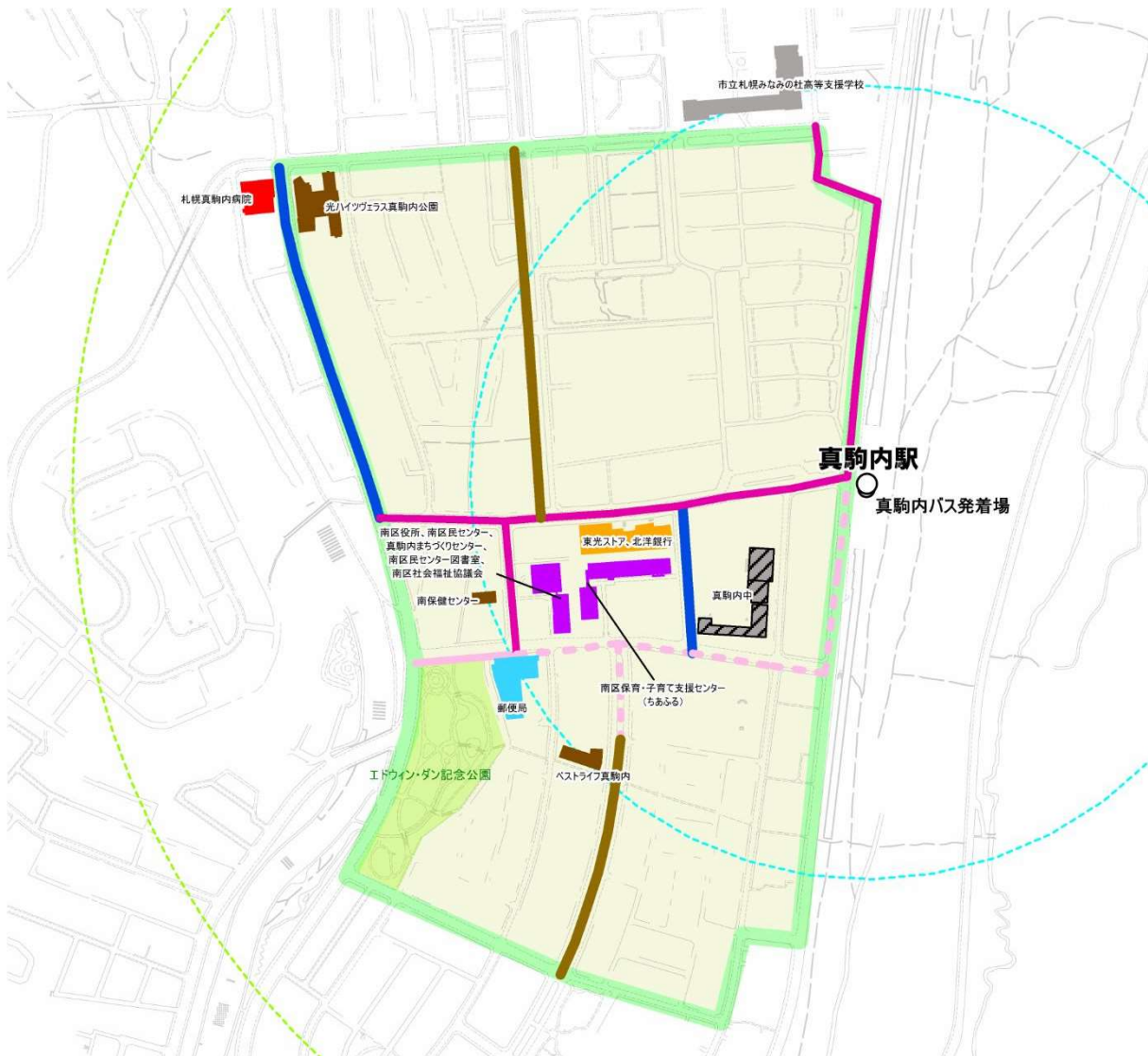


図 4-50 真駒内地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	1,700 m
	その他の生活関連経路	1,820 m
	合計	3,520 m
地区面積		132ha

(西) 二十四軒

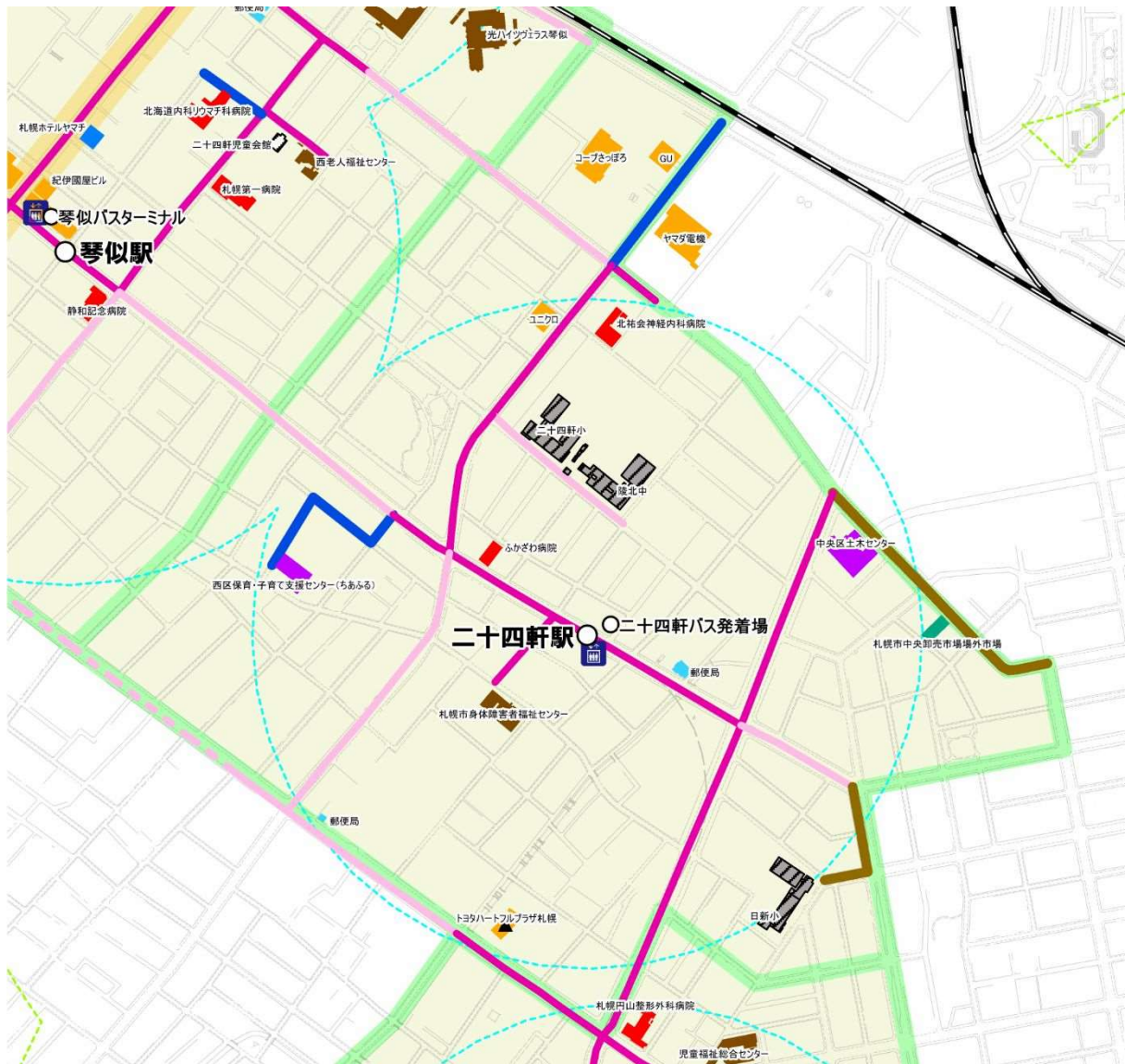


図 4-51 二十四軒地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	2,880 m
	その他の生活関連経路	2,850 m
	合計	5,730 m
地区面積		104ha

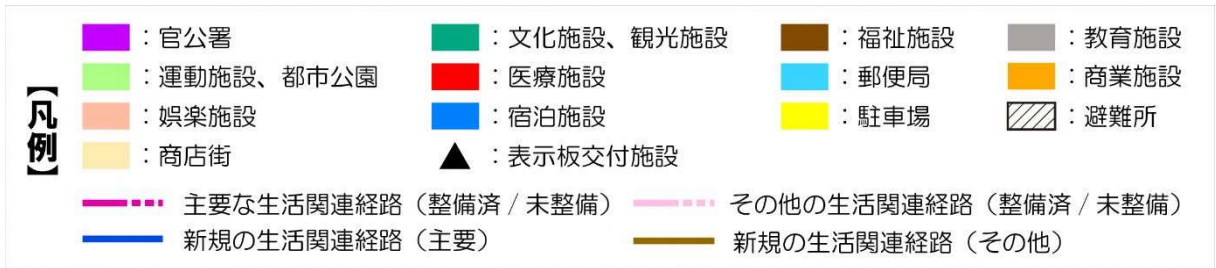
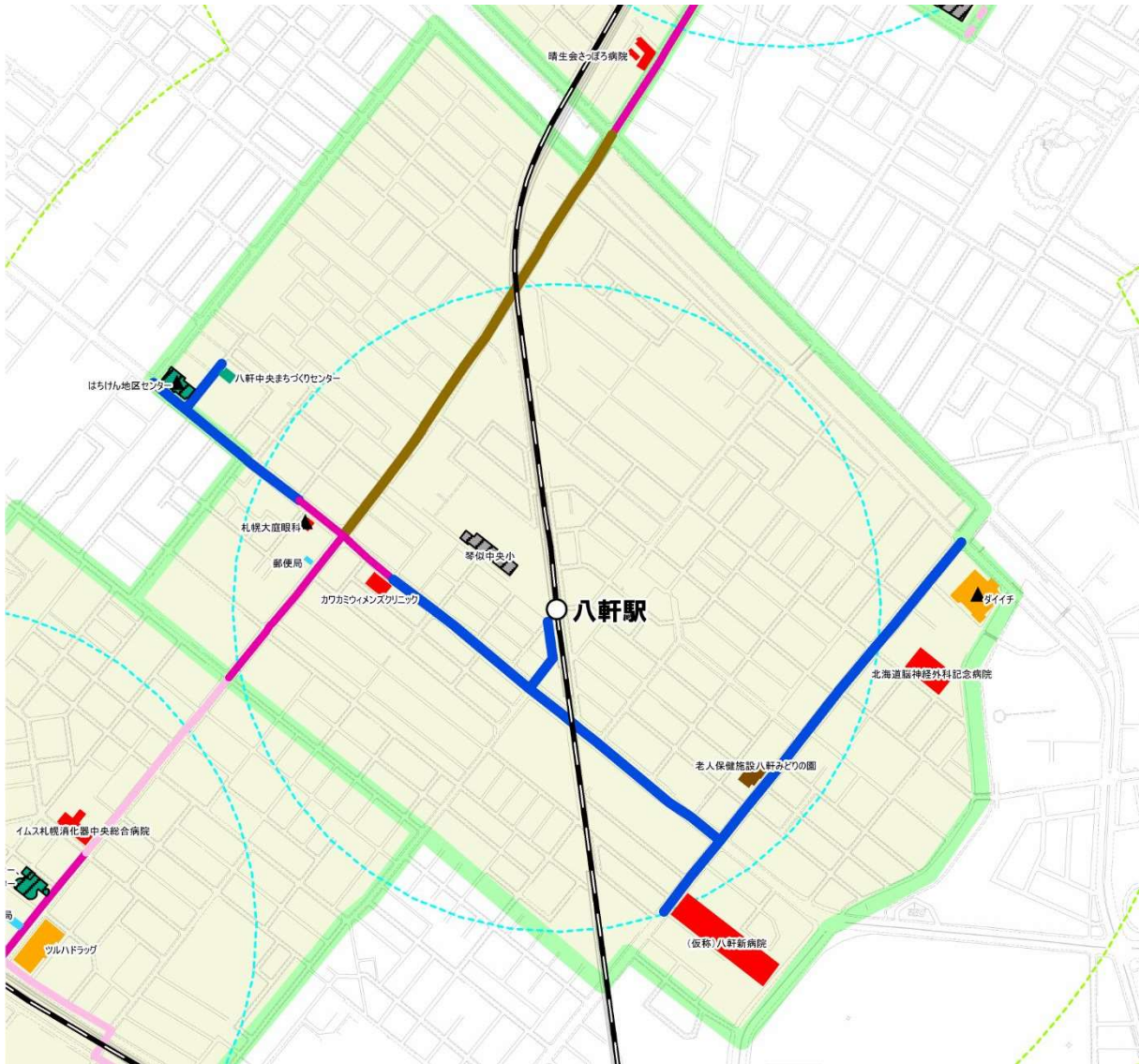
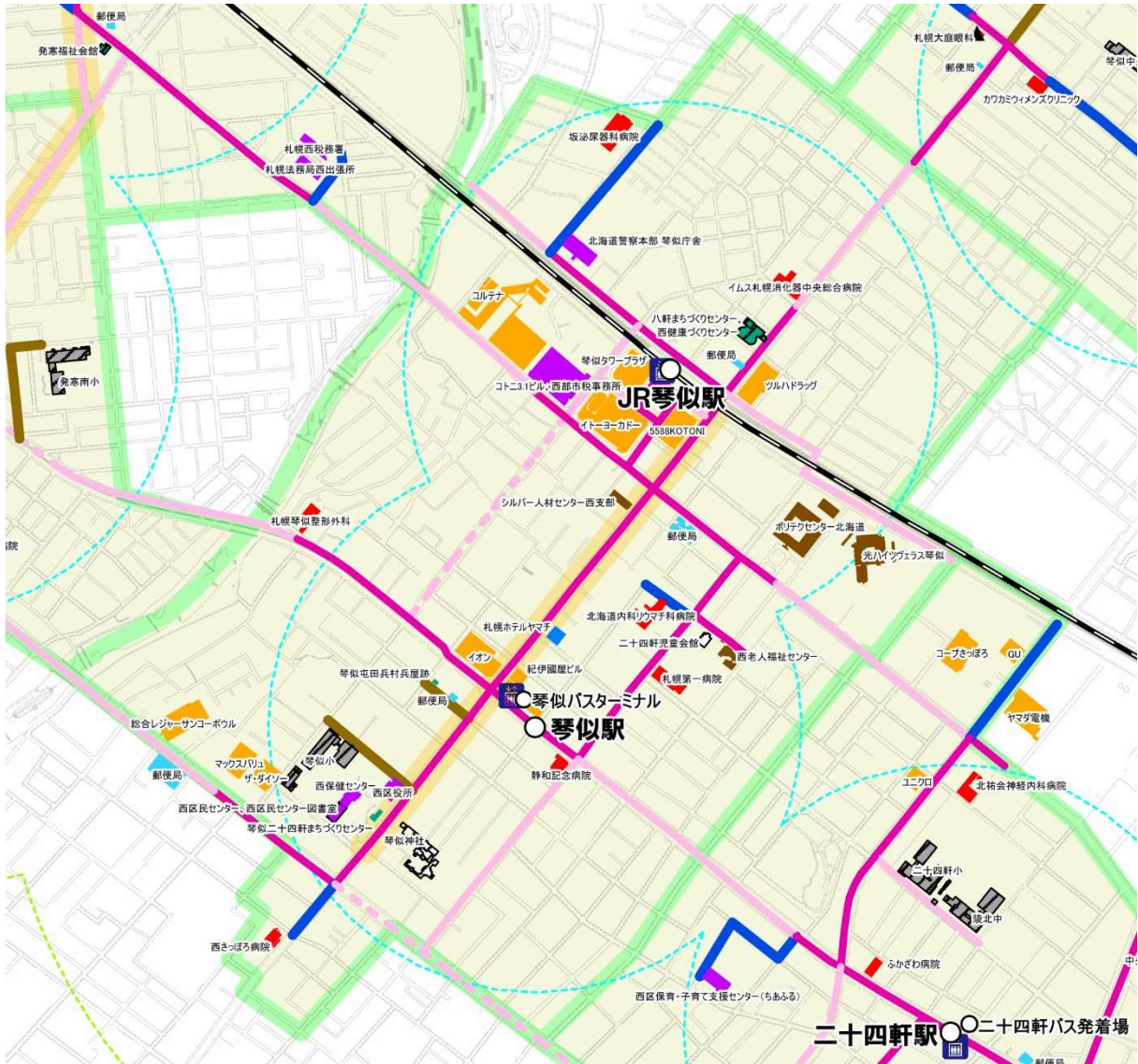


図 4-52 八軒地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	2,050 m
	その他の生活関連経路	690 m
	合計	2,740 m
地区面積		122ha

(西) 琴似



- 【凡例】**
- : 官公署
  - : 文化施設、観光施設
  - : 福祉施設
  - : 教育施設
  - : 運動施設、都市公園
  - : 医療施設
  - : 郵便局
  - : 商業施設
  - : 娯楽施設
  - : 宿泊施設
  - : 駐車場
  - : 避難所
  - : 商店街
  - : 表示板交付施設
- 主要な生活関連経路（整備済 / 未整備）     — その他の生活関連経路（整備済 / 未整備）  
— 新規の生活関連経路（主要）     — 新規の生活関連経路（その他）

図 4-53 琴似地区

生活関連経路	
主要な生活関連経路	4,710 m
その他の生活関連経路	4,700 m
合計	9,410 m
地区面積	184ha



図 4-54 発寒中央地区

生活関連経路	主要な生活関連経路	2,600 m
	その他の生活関連経路	1,060 m
	合計	3,660 m
	地区面積	136ha

(西) 発寒

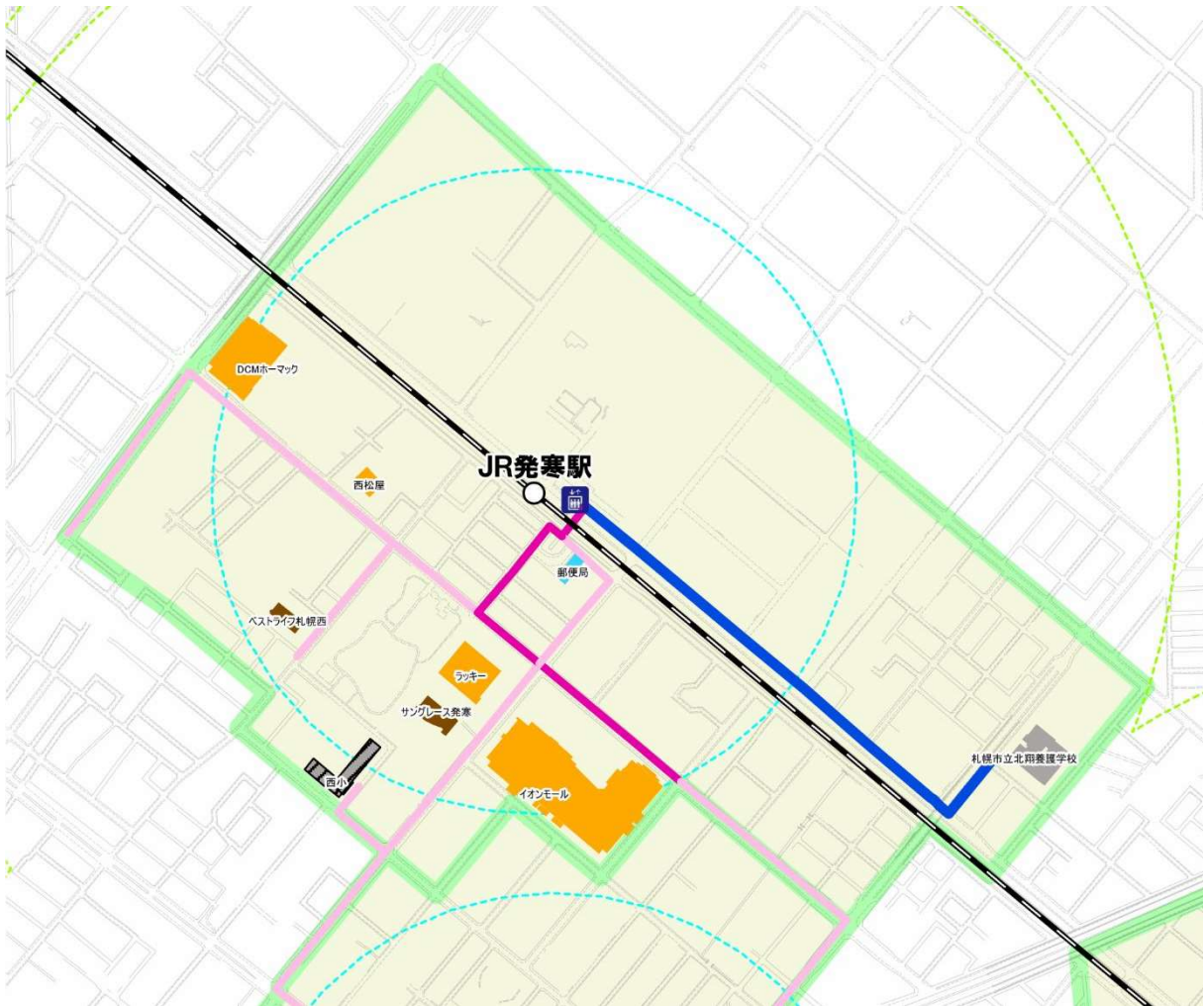
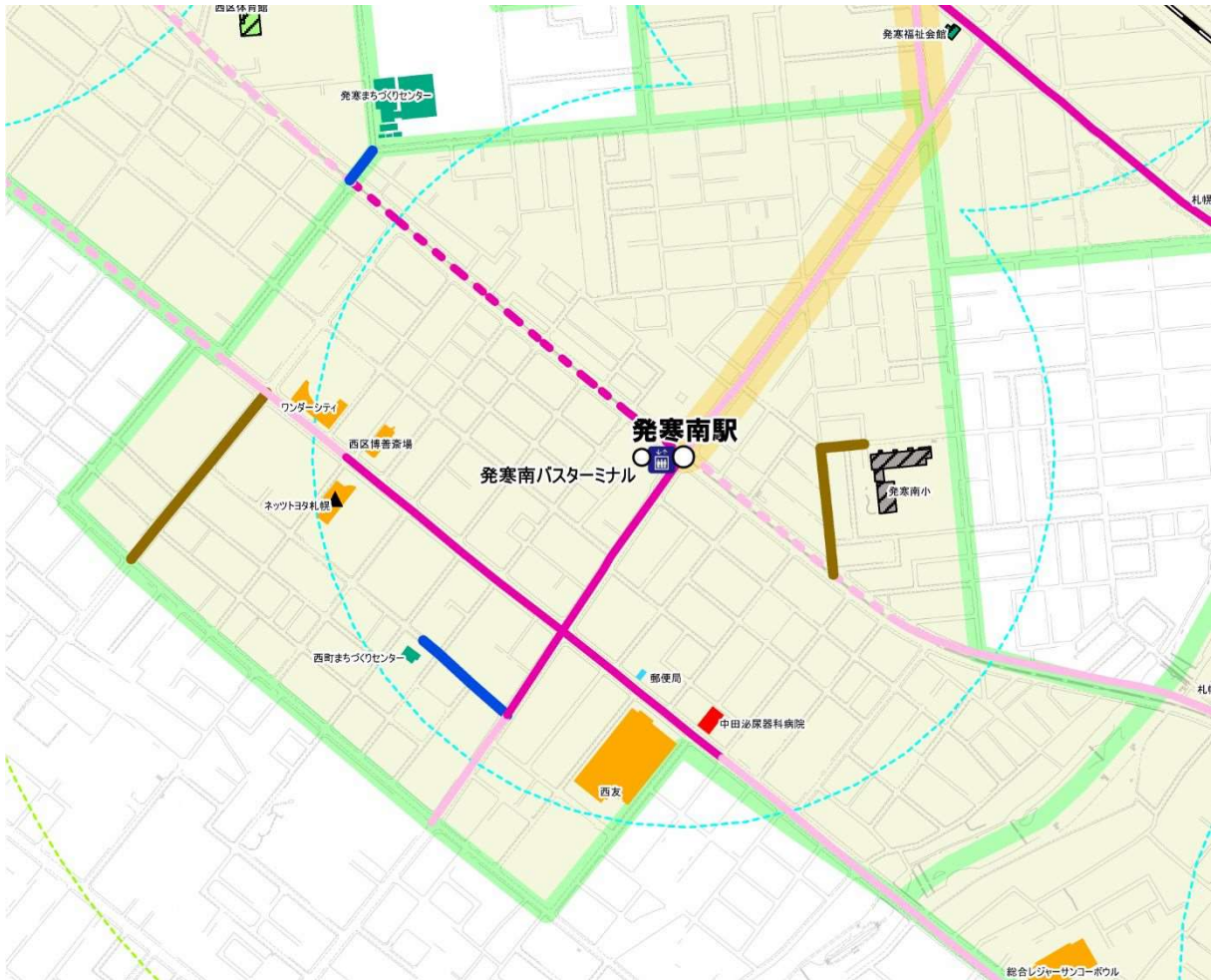


図 4-55 発寒地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	830 m
	その他の生活関連経路	2,550 m
	合計	3,380 m
地区面積		113ha



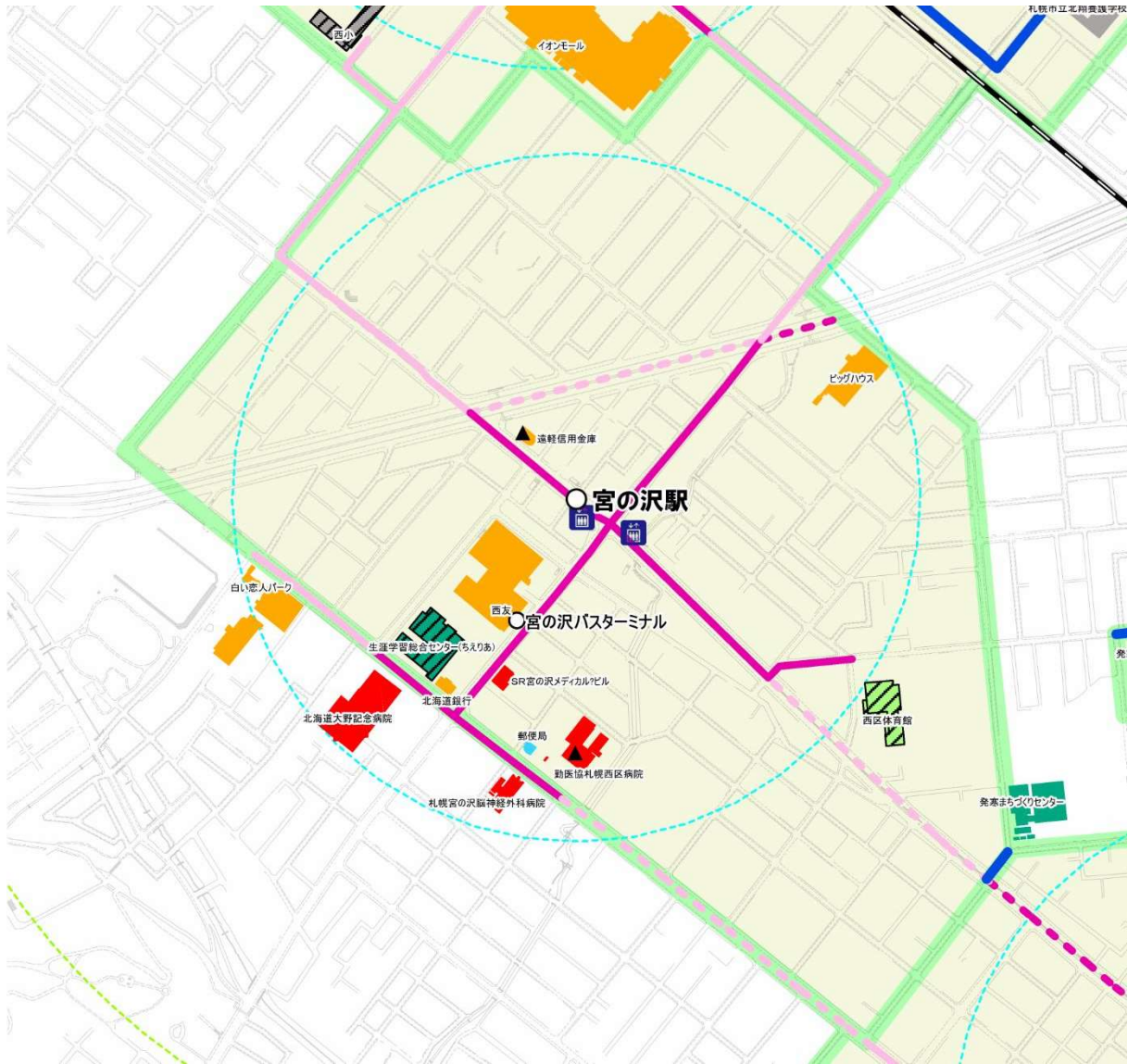
- 【凡例】**
- : 官公署
  - : 文化施設、観光施設
  - : 福祉施設
  - : 教育施設
  - : 運動施設、都市公園
  - : 医療施設
  - : 郵便局
  - : 商業施設
  - : 娯楽施設
  - : 宿泊施設
  - : 駐車場
  - : 避難所
  - : 商店街
  - ▲ : 表示板交付施設
- - - 主要な生活関連経路（整備済 / 未整備）     - - - その他の生活関連経路（整備済 / 未整備）  
— 新規の生活関連経路（主要）     — 新規の生活関連経路（その他）

図 4-56 発寒南地区

生活関連経路	主要な生活関連経路	1,690 m
	その他の生活関連経路	2,760 m
	合計	4,450 m
	地区面積	96ha



(西) 宮の沢

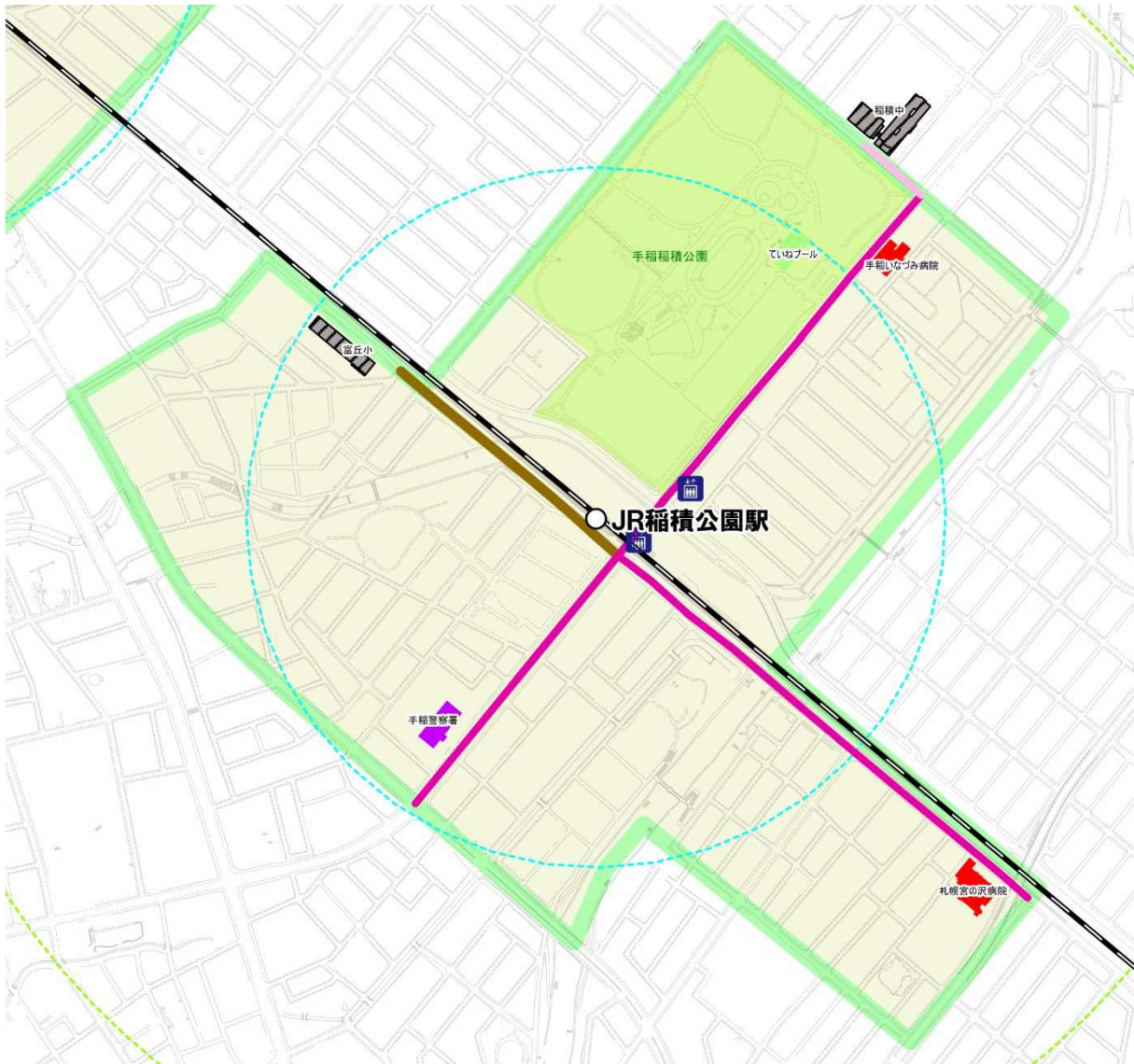


【凡例】

- : 官公署
  - : 文化施設、観光施設
  - : 福祉施設
  - : 教育施設
  - : 運動施設、都市公園
  - : 医療施設
  - : 郵便局
  - : 商業施設
  - : 娯楽施設
  - : 宿泊施設
  - : 駐車場
  - : 避難所
  - : 商店街
  - ▲ : 表示板交付施設
- 主要な生活関連経路（整備済 / 未整備）     - - - その他の生活関連経路（整備済 / 未整備）  
— 新規の生活関連経路（主要）     — 新規の生活関連経路（その他）

図 4-57 宮の沢地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	1,380 m
	その他の生活関連経路	3,410 m
	合計	4,790 m
地区面積		105ha



【凡例】

- : 官公署
  - : 文化施設、観光施設
  - : 福祉施設
  - : 教育施設
  - : 運動施設、都市公園
  - : 医療施設
  - : 郵便局
  - : 商業施設
  - : 娯楽施設
  - : 宿泊施設
  - : 駐車場
  - : 避難所
  - : 商店街
  - ▲ : 表示板交付施設
- 主要な生活関連経路（整備済 / 未整備）    — その他の生活関連経路（整備済 / 未整備）  
— 新規の生活関連経路（主要）    — 新規の生活関連経路（その他）

図 4-58 稲積公園地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	1,920 m
	その他の生活関連経路	610 m
	合計	2,530 m
地区面積		100ha

(手稲) 手稲

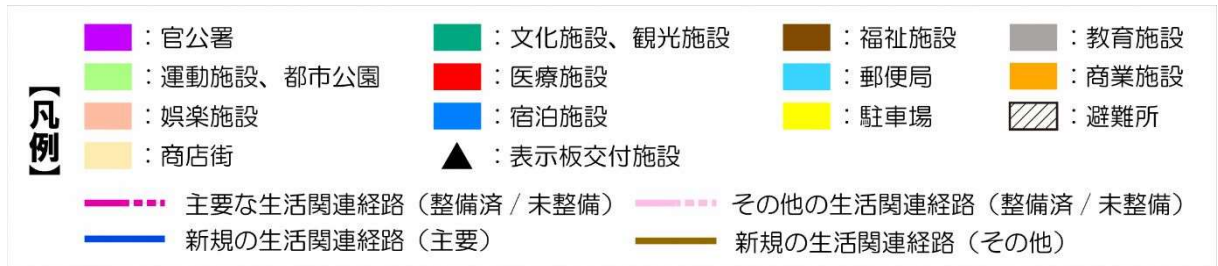
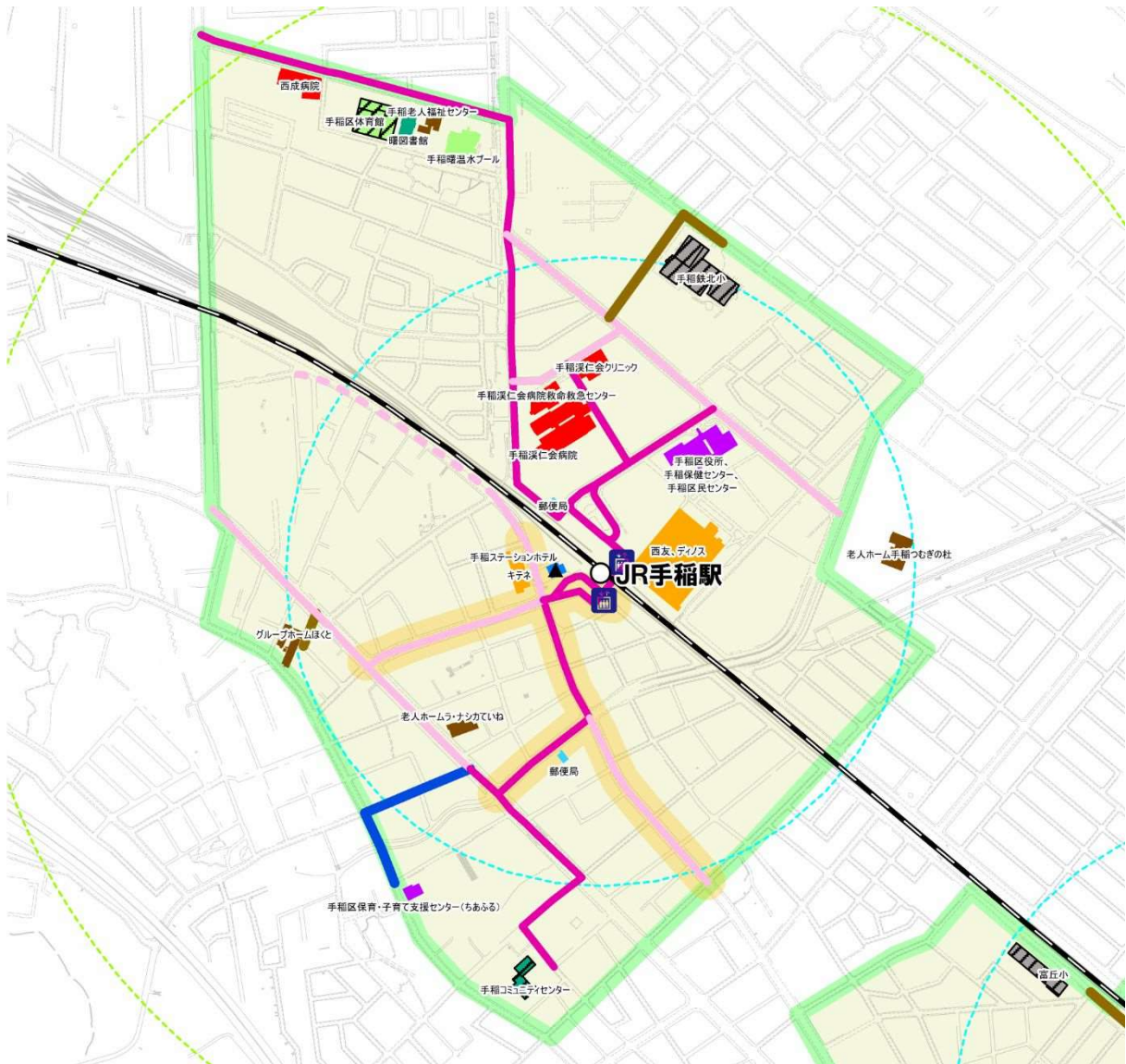


図 4-59 手稲地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	3,810 m
	その他の生活関連経路	1,110 m
	合計	4,920 m
地区面積		118ha

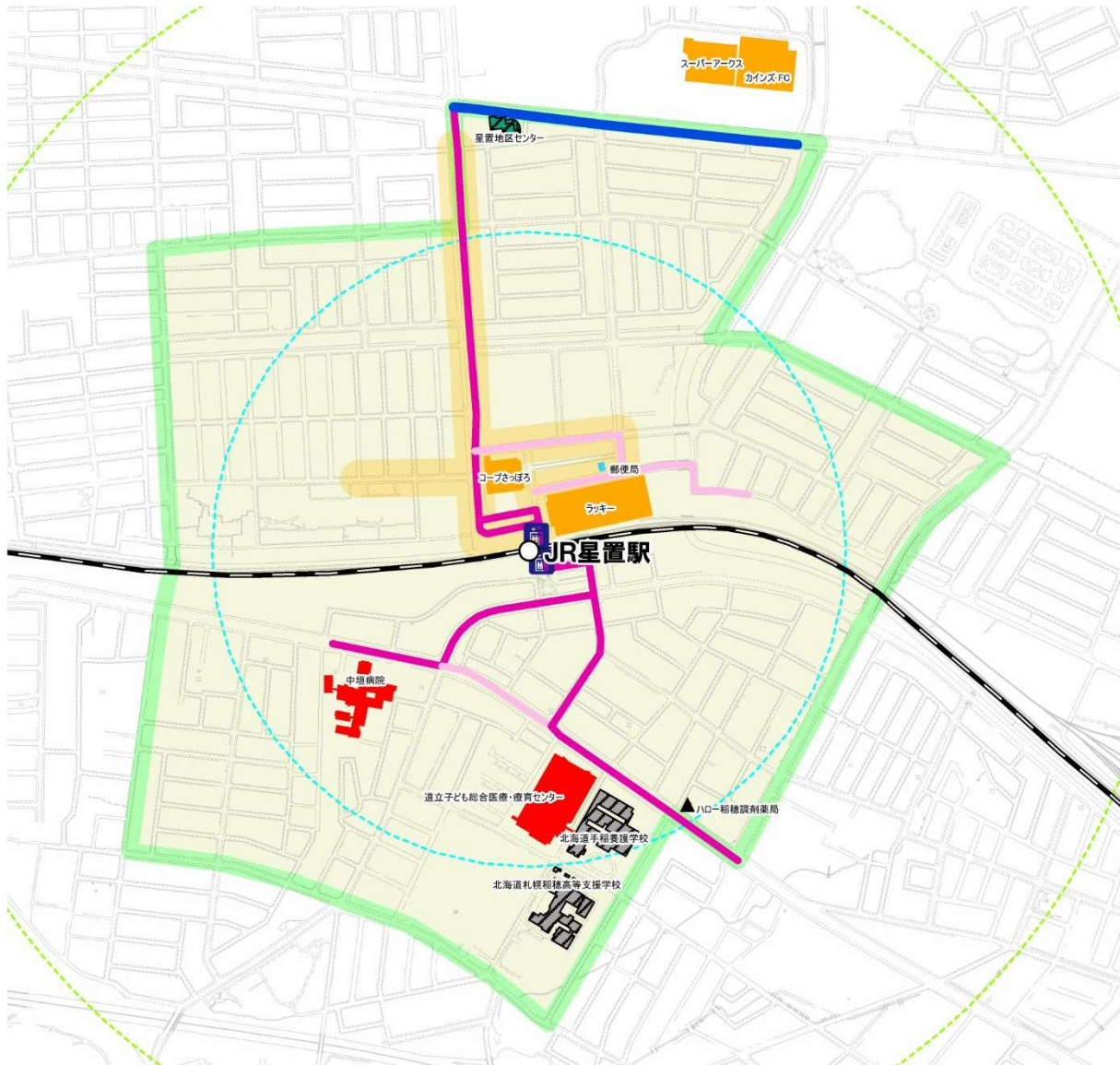


図 4-60 星置地区

生活関連経路		
	主要な生活関連経路	2,550 m
	その他の生活関連経路	810 m
	合計	3,360 m
地区面積		122ha

## 4-4 各施設等の整備の考え方

### 4-4-1 整備の考え方

バリアフリー法に基づく国の基本方針では、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定しており、各施設管理者が連携してバリアフリー化に取り組んでいます。

札幌市では、基本構想にバリアフリー法に対応した各対象施設（旅客施設、車両等、道路、信号機等、路外駐車場、都市公園、建築物）のバリアフリー化の方向性を示すこととし、今回の改訂では、国の基本方針に配慮しながら、以下の構成で整備の進め方についての考え方をまとめました。

#### 【札幌市の基本方針】

札幌市の2030年度（令和12年度）までの各施設等のバリアフリー整備に関する方針を示しています。

#### 【札幌市の推進方策】

札幌市における当面の取組について示しています。

また、バリアフリー法では、重点整備地区における移動等円滑化に関する事項を特定事業として定めるものと規定されており、国の基本方針では各施設のうち特に道路と信号機は重点整備地区内の主要な生活関連経路を対象とすることが示されています。

同様に、札幌市の基本構想では、道路と信号機は同地区を対象とし、その他の施設は全市的な整備の進め方の考えを示すものとし、

## (1) 公共交通特定事業（旅客施設）

### 【札幌市の基本方針】

#### <地下鉄>

- ・バリアフリールートの変更の充実を図ります。
- ・一般旅客用トイレの洋式化などを実施します。
- ・ホーム・コンコースに設置する案内標識やホーム案内放送を改修します。
- ・南北線・東西線の車内表示器などを更新します。

#### <JR駅>

- ・国の基本方針<sup>※3</sup>に基づき、地域の支援の下、鉄道駅の構造等の制約条件を踏まえ、バリアフリー化を進めます。

#### <路面電車停留場>

- ・バリアフリー化されていない電停の勾配を緩和するとともに、道路拡幅に併せて路面電車停留場のバリアフリー化を進めます。

#### <バスターミナル>

- ・国の基本方針<sup>※3</sup>に基づき、バスターミナルのバリアフリー化を進めます。

### 【札幌市の推進方策】

#### <地下鉄>

- ・駅周辺施設や駅の利用者数の状況を勘案しながら、エレベーター等の設置により、バリアフリールートの変更の充実を図る
- ・一般旅客用トイレの洋式化やオストメイト用設備等のバリアフリー機能分散などの改良整備などを実施（3駅/年程度）
- ・ホーム・コンコースに設置する案内標識等を多言語化（4か国5言語）し、ピクトグラム（JIS）を統一
- ・ホーム案内放送設備を各線ごとに男女別の音声案内へ改修
- ・南北線・東西線の案内表示器をカラーユニバーサルデザイン（CUD）認証のフルカラーLED表示器へ更新する。

#### <JR駅>

- ・段差解消（篠路駅（鉄道高架化に係る都市計画事業）、上野幌駅、発寒中央駅）の検討

#### <路面電車停留場>

- ・道路拡幅事業に併せた乗降場幅の拡幅や嵩上げ・スロープ設置

#### <バスターミナル>

- ・円山バスターミナル、北24条バスターミナルのトイレのバリアフリー化を検討

※3：国の基本方針（鉄軌道駅及びバスターミナルより抜粋）

平均利用者数が3,000人/日以上である旅客施設及び平均利用者数が2,000人以上3,000人未満/日で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられている旅客施設について、令和7年度までに、原則として全ての旅客施設でバリアフリー化を実施する。

## (2) 公共交通特定事業（車両等）

### 【札幌市の基本方針】

- ・鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながらバリアフリー化された車両の導入を図ります。

### 【札幌市の推進方策】

車両更新時期などに合わせ、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながら、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる環境づくりを進めます。

#### <JR・地下鉄・路面電車>

- ・車両の老朽化に合わせた計画的な更新等により、バリアフリー化された車両の導入を図る。
- ・地下鉄南北線・東西線の車内表示器及び正面行先表示器をカラーユニバーサルデザイン（CUD）認証のフルカラーLED表示器へ更新する。

#### <バス・タクシー>

補助金の活用など行政の協力を得ながら、バリアフリー化された車両の導入を図る。

#### <行政>

各事業者と協力しながら、バリアフリー化された車両の導入を図る。



写真出典：(株)じょうてつ

図 4-61 ノンステップバスの使用状況

### (3) 道路特定事業

#### 【札幌市の基本方針】

重点整備地区内の全ての生活関連経路について、バリアフリー化を実施します。

#### 【札幌市の推進方策】

地域交流拠点に該当する地区や、旅客施設の乗降客数が特に多い地区の「主要な生活関連経路」から優先的にバリアフリー整備を進めることを基本としつつ、地区の整備状況や工事の効率性等を総合的に勘案して決定します。

また、生活関連経路上で、道路拡幅や無電柱化、大規模な舗装補修など、他事業の実施予定がある場合には、他事業と同時にバリアフリー整備を行うなど、施工年次を適宜調整します。

表 4-1 道路の整備内容

2025年（令和7年）（中間目標）	2030年（令和12年）（目標）
<p>【優先的に実施する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差の解消や、勾配の改善</li> <li>・舗装面や目地についての改善</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・雨水柵等の道路附帯施設の改善</li> <li>・歩道除雪やつるつる路面对策の実施</li> </ul> <p>【段階的に実施する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩施設の設置検討</li> <li>・案内標識の設置検討</li> <li>・照明灯の適切な配置検討</li> </ul> <p>生活関連経路のバリアフリー化率：80%</p>	<p>【優先的に実施する項目】</p> <p>同左</p> <p>【段階的に実施する項目】</p> <p>同左</p> <p>生活関連経路のバリアフリー化率：100%</p>

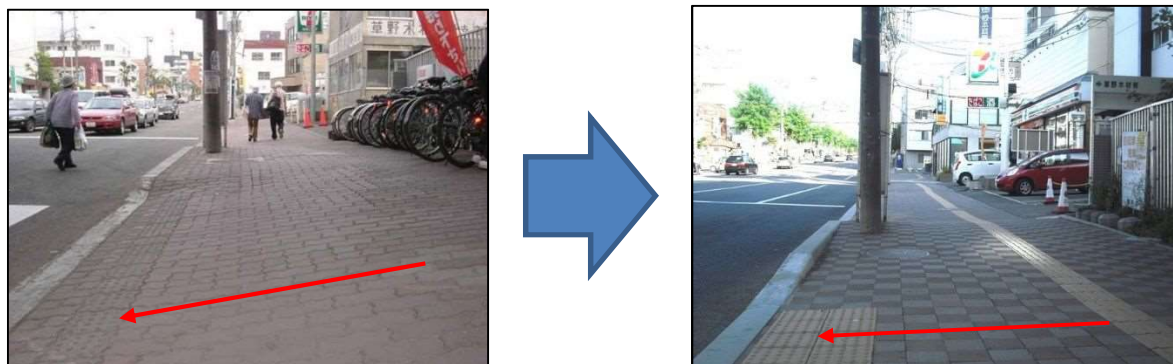


図 4-62 道路のバリアフリー化

上の事例では、横断歩道や車両乗入部等の歩道の急勾配を一定の緩勾配に修正し連続した歩行環境を確保するとともに、視覚障がい者誘導用ブロック(点字ブロック)を設置している。



## (4) 交通安全特定事業

### 【札幌市の基本方針】

北海道公安委員会と道路管理者が協力しながら、道路のバリアフリー化の進捗を考慮し、主要な生活関連経路にある信号機のバリアフリー化を優先的に実施します。

### 【札幌市の推進方策】

主要な生活関連経路に設置されている全ての信号機について、2025年度（令和7年度）までに音響機能や障がい者が安全に横断するための青時間を確保する機能、青信号の経過時間を表示する機能等を有するもの又は歩車分離式とします。

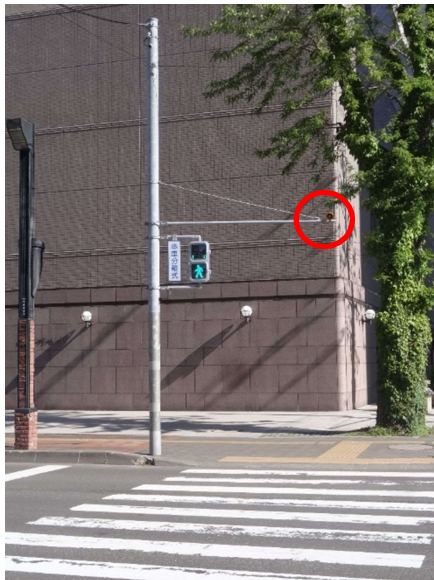


図 4-63 音響式信号機



図 4-64 青時間の経過時間を表示する機能を有する信号機

## (5) 路外駐車場特定事業

### 【札幌市の基本方針】

駐車場管理者の協力を得ながら、特定路外駐車場<sup>※4</sup>のバリアフリー化を促進します。

### 【札幌市の推進方策】

#### <行政>

特定路外駐車場の届出の機会に、駐車場管理者へ協力要請を行いながら、バリアフリー化を促進します。

#### <民間事業者>

障がい者等用駐車場の設置などバリアフリー化に協力します。



図 4-65 利用者と事業者に向けた啓発チラシ

#### ※4：特定路外駐車場とは

以下の3つの条件全てに該当する駐車場

- 1.道路の路面外に設置される自動車駐車施設で、一般公共の用に供されるもの
- 2.駐車用の供する部分の面積が500m<sup>2</sup>以上であるもの
- 3.利用について駐車料金を徴するもの

※ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は除く

## (6) 都市公園特定事業

### 【札幌市の基本方針】

<全公園>再整備や施設改修に合わせてバリアフリー化を実施します。  
 <主要公園>主要公園<sup>※5</sup>のうち特に観光客の多いトイレについては、優先的にバリアフリー化を進めます。

### 【札幌市の推進方策】

都市公園全体（重点整備地区含む）の特定公園施設<sup>※6</sup>のうち、園路・広場、駐車場、トイレのバリアフリー化について、以下目標値達成を目指します。  
 主要公園のうち、特に観光客の多いトイレについては、バリアフリー化100%を目指します。

表 4-2 都市公園の目標

2025年（令和7年）（中間目標）	2030年（令和12年）（目標）
<園路・広場> バリアフリー化適合率81% <駐車場> バリアフリー化適合率65% <トイレ（棟数ベース）> バリアフリー化適合率42%	<園路・広場> バリアフリー化適合率82% <駐車場> バリアフリー化適合率72% <トイレ（棟数ベース）> バリアフリー化適合率51%



図 4-66 バリアフリー化トイレの設置例

#### ※5：主要公園とは

総合公園（中島公園、円山公園、百合が原公園、モエシ沼公園、川下公園、月寒公園、平岡公園、藻南公園、五天山公園、前田森林公園）、運動公園（農試公園、屯田西公園、手稲稲積公園）、特殊公園（大通公園、創成川公園）の計 15 公園

#### ※6：特定公園施設とは

「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令」において、以下の 12 施設が、移動等円滑化が特に必要な施設として定められている

①都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、②屋根付広場（広場の上空を屋根で覆った建築物で、壁がないため周辺と一体的に広場として利用される施設）、③休憩所（あずまや、シェルターなど）、④野外劇場、⑤野外音楽堂、⑥駐車場、⑦便所（高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有するもの）、⑧水飲場、⑨手洗場、⑩管理事務所、⑪掲示板、⑫標識

## (7) 建築物特定事業

### 【札幌市の基本方針】

バリアフリー法及び札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物のバリアフリー化を推進します。

### 【札幌市の推進方策】

#### <市有建築物>

既存の2,000㎡以上の特別特定建築物については、建築物の特性、利用実態、施工性及び費用等を総合的に検討し、整備を進めます。また、2,000㎡未満の特別特定建築物についても、上記に準じて検討を進めます。

表 4-3 建築物の実施内容

整備項目	実施内容
出入口	・容易に開閉できる戸への改修などの検討
廊下等	・視覚障がい者誘導用ブロックの設置などの検討
階段・傾斜路	・手すりの設置・改善などの検討
エレベーター	・手すりの設置・改善などの検討
便所	・多目的トイレの設置などの検討
敷地内通路	・施設入口までの経路の段差解消などの検討 ・車いすの回転スペースの確保などの検討
駐車場	・障がい者専用駐車場の設置などの検討
案内設備	・案内設備及び案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置などの検討
標識	・基準に適合したエレベーター、便所、駐車施設の付近に標識の設置などの検討

特に、学校施設については、段差解消や避難所となる学校への多目的トイレの設置、要配慮児童生徒等が在籍する学校へのエレベーター設置について、令和7年度末までの重点的な整備を検討します。

#### <民間建築物>

札幌市福祉のまちづくり条例に定める事前協議において、整備基準に満たない民間公共的施設への助言・指導を行うほか、財政的支援や一定の要件を満たす建築物への表示板の交付等に取り組みます。

また、より効果的にバリアフリー化を進めるための促進策等について検討を進めます。



図 4-67 学校へのエレベーター設置状況

## 4-4-2 整備に係る留意事項等

各施設等の整備を進める際には、以下の事項に十分留意し、効率的かつ効果的なバリアフリー事業を推進します。

### (1) 施設管理者間の連携による推進

それぞれの施設管理者が別々に事業を展開した場合、思わぬところで新たなバリアが生じることも考えられます。各交通機関等が相互に連携し、各々の施設間をスムーズに移動できるように施設整備を進めていくことが、高齢者や障がい者等の多様な外出機会を創出するためにも重要です。

このことから、連続性が確保されたバリアフリー化を達成するためにも、今後も引き続き、施設管理者間で整備時期や内容等について十分に調整・整合を行った上で、連携を図りながら事業を推進します。

### (2) 道路等の重点整備地区以外の整備

重点整備地区以外の整備においても、バリアフリーの視点を持つことが重要であり、道路等の新設や改修のタイミングに合わせ、可能な限りバリアフリー化に取り組みます。

また、整備の検討対象とする道路等の施設がバリアフリー化されていないことにより、利用者が大きな迂回を強いられている場合には、経路の利用状況や重要度、施設の状況などを考慮し、地域住民や北海道公安委員会などと協議の上、対象施設や迂回ルートของバリアフリー化についても検討します。

### (3) 障がいのある方等からの意見聴取

障がいのある方等が、安心して移動し、施設等を利用することができるよう、バリアフリー整備を行う際には、障がいのある方や高齢者等の意見を反映するよう努めます。



図 4-68 バリアフリーチェック状況

上の事例では、エレベーターへ誘導する点字ブロックが、2基の中心部に引かれており当該位置から操作ボタンに手が届かないという指摘を受け、左側のエレベーター操作ボタンに寄せて再配置した。

#### (4) 冬期における取組

札幌市では、安全・安心な冬季道路交通の確保を目指し、効果的な除排雪を推進しています。その中でも、冬期における歩行環境の改善に向け、歩道除雪やつるつる路面对策、断熱マンホール蓋の設置などを実施し、引き続き道路管理者としてできる限りの取組を継続していきます。

また、都心部の札幌駅前通地下歩行空間（通称チカホ）や地下街、苗穂・琴似・手稲地区などの空中歩廊で、季節や天候を問わず誰もが歩きやすいバリアフリー化された歩行者ネットワークが整備され、冬期でもより安全・安心な移動環境の確保が進んでいます。



歩道除雪後の状況



3学期始業に備えた通学路排雪後の状況

## 4-5 ソフト施策によるバリアフリーの充実

ユニバーサル社会の実現を目指す過程においては、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければなりません。

障がい者の中には、車いすや白杖、身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用している方のほか、外見上分かりづらい障がい（聴覚、内部、知的、精神等）がある方もいます。こうした障がい特性等、人により生活する上で様々な種類のバリア（障壁）があることを知り、そして理解することが必要です。このためには、全ての市民が高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識して、その社会参加に積極的に協力する“心のバリアフリー”も同時に推進していくことが重要となります。

また、バリアフリー設備等の情報について、ホームページやパンフレット、デジタルサイネージ（電子看板）等を活用するなど、障がい特性に応じた情報アクセスの方法および情報アクセシビリティ<sup>※1</sup>に配慮しながら、発信することも重要です。

さらに、バリアフリースイッチや障がい者等用駐車スペースの適正利用の推進、安全な歩行空間を阻害する行為への対策など、マナーの向上にも努める必要があります。

多様なバリアを取り除く努力を地域社会全体で行い、利用者などがお互いにマナーを守り、譲り合い支え合うことで、はじめて安全、安心、快適なユニバーサル社会を実現することができます。

※1：情報アクセシビリティとは

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること



図 4-69 様々な障がいへの理解

## (1) 教育啓発特定事業

### 【札幌市の基本方針】

「心のバリアフリー」の普及啓発等により、市民及び事業者の理解と自発的な取組を促進します。

令和2年5月のバリアフリー法改正では、ソフト施策に関する教育啓発特定事業<sup>※2</sup>が創設されました。札幌市ではこれまでも心のバリアフリーなどのソフト施策に取り組んできましたが、今回の法改正を受け、以下の取組を教育啓発特定事業に位置付け、ハード・ソフト両面のバリアフリーをより一層推進してまいります。

事業名【実施主体】	取組内容
心のバリアフリー推進事業 【保健福祉局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活や企業活動において心のバリアフリーを推進するため、市民・企業向け研修を実施する。</li> </ul>
共生社会環境づくり事業 【保健福祉局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外見からは分かりづらい障がいや病気等のために、援助や配慮を必要としている人への理解を深めるため、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の配布や、札幌市内の公共交通機関の専用席・優先席付近にヘルプマーク周知のステッカーを掲示する等の周知啓発を行う。</li> <li>・障害者差別解消法の普及のためフォーラムを開催する。</li> <li>・本市職員一人ひとりが障害者差別解消法の趣旨を理解することを目的に、各職場へ障害者差別解消法に関する職場研修の実施を依頼する。</li> </ul>
出前講座 【まちづくり政策局】 【保健福祉局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域の団体等の依頼により、バリアフリー基本構想や心のバリアフリーに関する出前講座を実施する。</li> </ul>
障がい当事者の講師派遣 【保健福祉局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい当事者を講師として養成・登録し、その人を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッションなどを行う機会を拡充することで、障がいのある人に対する理解を促進する。</li> </ul>
障がい者コミュニケーション促進事業 【保健福祉局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮などについて、ガイドブックや各種講座等により周知啓発を行う。</li> </ul>
ガイドブックの配布 【保健福祉局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドブック「心のバリアフリーガイド」の配布により市民に向けた啓発を実施する。</li> <li>・小学4年生向け「心のバリアフリーガイド わかりやすい版」、中学3年生向け「心のバリアフリーガイド 中学生用」といった福祉読本により、教育委員会と連携して学校教育における理解を促進する。</li> </ul>



バリアフリー研修 ((一財)札幌市交通 事業振興公社と共同 実施) [交通局]	・全駅職員を対象とした、バリアフリースキル向上を目的とする 有資格者(サービス介助士、職員)によるバリアフリー研修を実施する(3年に1度)。
--	---

※2:教育啓発特定事業とは

- 1.移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
- 2.移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(1に掲げる事業を除く)

## (2) その他の事業

### 1) 心のバリアフリーの推進

[教育委員会による取組]

- ・「人間尊重の教育」を推進し、子どもがあらゆる差別や偏見をなくし、互いの個性や多様性を認め合い、心豊かにたくましく生きようとする態度を育む

[交通局による取組]

- ・地下鉄駅を会場としたバリアフリー教室の実施(北海道運輸局主催、交通局共催)

[JR北海道による取組]

- ・車いす利用者に対する、駅係員による乗降介助に加え、係員不在時や無人駅における事前情報取得などの環境づくり
- ・駅係員を対象に障がいのある方を招いた講習会を実施し、障害者差別解消法の理解促進と、介助技術の習熟を図る
- ・ホームからの転落防止のため、視覚障がい者などお手伝いを必要とする方に対し、駅係員だけでなく一般の利用者からも声かけを呼び掛ける「声かけ・サポート」運動を実施

[その他札幌市が行う普及啓発]

- ・公募により作成した札幌市のシンボルマーク「心のバリアフリー推進マーク」を活用した広報を実施

### 2) 適切な情報提供

[保健福祉局による取組]

- ・札幌市ホームページ上の「バリアフリータウンマップ」やパンフレット「さっぽろバリアフリー情報」により、商業施設や官公庁等の車いす利用者用駐車場や多目的トイレなどの設備に関する情報を発信

[公園管理者による取組]

- ・公園検索システムによる駐車場のバリアフリー情報提供とその拡充

[その他札幌市が行う情報提供]

- ・既存の地下ネットワークを有効活用してもらうため、バリアフリー化された公共地下歩道等に関する情報発信を検討

### 3) マナーの向上

[道路管理者による取組]

- ・歩道除雪や歩行の支障となる違法駐車に対する指導、マナー啓発を実施
- ・歩行の支障となる違法駐輪に対する指導、マナー啓発、撤去を実施
- ・歩行の支障となる不法占用物件に対する指導を実施
- ・道路への雪出しに対する指導、マナー啓発を実施
- ・つるつる路面歩行時の安全確保に向けて、砂まき活動の啓発を実施

[公園管理者による取組]

- ・チラシやHP などによる障がい者に配慮した公園利用マナー啓発を実施

[交通局による取組]

- ・地下鉄マナーキャンペーンを実施（年 4 回）
- ・地下鉄マナー出前教室を実施
- ・知的障がい者向け乗車マナー教室を実施（年 1 回）

[交通管理者による取組]

- ・違法駐車対策及びそれら行為に対する啓発活動を実施

[その他札幌市が行う啓発活動]

- ・障がい者等用駐車場やバリアフリートイレなどの適正利用のため、利用マナーに関する啓発活動を実施

## **第5章**

# **バリアフリー化の推進に向けた取組**

## 5-1 ユニバーサル社会の実現に向けた取組

今後、少子高齢化の進行が見込まれる中で、生活に障壁（バリア）を感じないような対応を必要とする人は、さらに多くなると考えられます。また、人の能力や個性は一人ひとり異なっており、年齢や環境の変化等による影響を受け刻々と変化していくものです。

このため、障がいの有無や年齢等にかかわらず、一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支え合うことで、社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びをもって生活を送ることができる共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた環境を整備していくことが重要です。

そのためには、障がい者、高齢者、妊婦などに主な焦点を当て、社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するという考え方（バリアフリー）とともに、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（ユニバーサルデザイン）が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められます。

### バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

出典：障害者基本計画（内閣府）

## 5-1-1 ユニバーサル社会に向けた取組の方向性

基本構想策定後は、各施設管理者によりハード面の整備が進むとともに、バリアフリー講習会や体験教習を行うなどソフト面の取組により、高齢者、障がい者等に対する理解、すなわち「心のバリアフリー」の推進が期待されます。安全、安心、快適なユニバーサル社会を実現するには、全ての市民がこの「心のバリアフリー」を正しく理解し、お互いに支えあうことが必要であるため、市をはじめとした関係団体などの活動を通じて普及啓発に努めます。

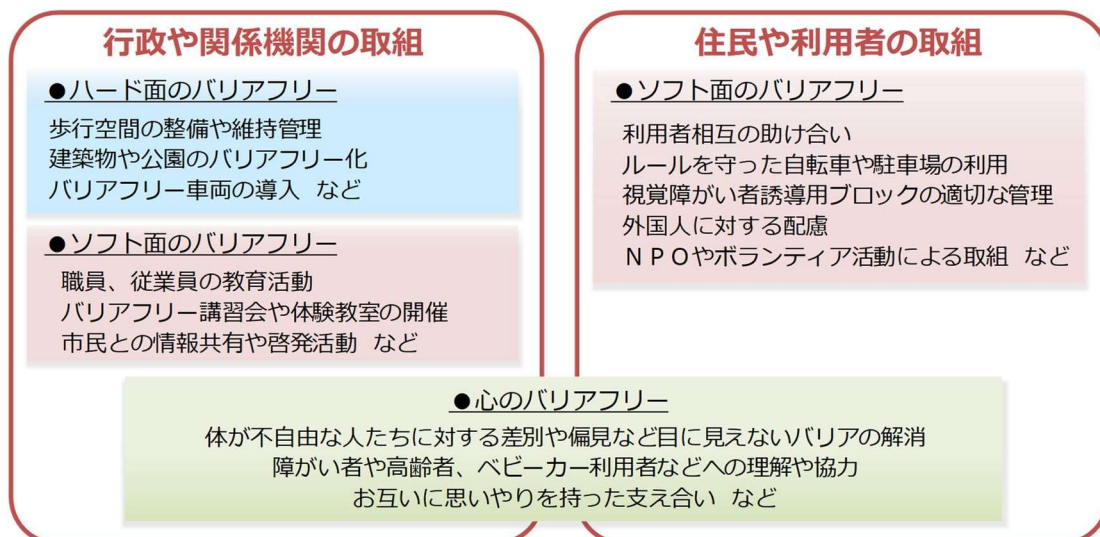


図 5-1 ユニバーサル社会実現のイメージ

## 5-1-2 ユニバーサルデザインの普及啓発

今後、国際化の推進や安心して子育てができるまちを目指していく札幌市においては、障がい者や高齢者だけではなく、外国人や妊産婦、ベビーカー利用者、子ども連れの人など、全ての人々にとって「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」、そして新たなバリア（障壁）を生じさせないというユニバーサルデザインの考え方を、モノやまちなどのハード面だけでなく、ひとの意識や情報、社会参加の仕組みにも取り入れる必要があるため、市の活動を通じて普及啓発に努めます。

### 【ユニバーサルデザイン 7つの原則】

※ロナルド・メイス氏（元・ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長）提唱

- ・誰もが不利になることなく、みんなが公平に利用できること
- ・難しい説明を読まなくても使い方がすぐにわかること
- ・無理な体勢をとることなく、少ない力で楽に使えること
- ・必要な情報がすぐ理解できること
- ・利用するうえでの自由度・柔軟性が高いこと
- ・うっかりミスをおかしくなく、ミスをおかしても直ちに危険につながらないこと
- ・利用しやすい大きさや広さが確保されていること

## 5-2 冬季オリンピック・パラリンピック招致との連携

札幌市は1972年（昭和47年）に開催されたオリンピック冬季大会を契機として、地下鉄や道路網などの都市の骨格をつくとともに、競技施設や選手・役員・報道関係者などを受け入れるための施設が整備されました。また、札幌のウインタースポーツシティとしてのプレゼンスを高めたとともに、オリンピックを間近に観戦することで市民の中にウインタースポーツに親しむ文化が定着しました。

その後、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、平成21年に「新・札幌市バリアフリー基本構想」を策定するなど、共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。

現在、札幌市では、二度目となる冬季オリンピック開催、初のパラリンピック開催を目指し、2030年（令和12年）冬季オリンピック・パラリンピックの招致活動を進めております。冬季オリンピック・パラリンピックを札幌市で開催することは、子どもたちに夢と希望を与え、冬季スポーツを振興し、世界平和に貢献するというオリンピック本来の意義に加え、都市基盤及び冬季スポーツ施設の更新や、バリアフリーの促進といった都市のリニューアルを推し進める契機となることが期待されます。

このことから、冬季オリンピック・パラリンピックの招致と連携して、ハード・ソフト両面からバリアフリー化のさらなる推進を図ります。

## 5-3 スパイラルアップ

バリアフリー化を推進するためには、具体的な施策や措置を当事者参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることにより、段階的かつ継続的な発展を図っていくことが望まれます。

このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれ、バリアフリー法では、基本構想の策定後、概ね5年ごとに、事業の実施状況の調査や分析・評価を行うよう努め、必要に応じて基本構想の見直しを行うことされています。札幌市では、毎年作成している「札幌市バリアフリー特定事業計画」における事業の進捗状況や、社会状況の変化等を踏まえ、今後も必要に応じて基本構想を見直し、時代に則したバリアフリーの取組を推進してまいります。

また、バリアフリー法では、住民などによる基本構想の策定や変更に係る提案制度が創設されています。札幌市に対し、市民・事業者などから基本構想の改定などに関わる提案があった場合には、関係機関と協議の上、基本構想の見直しの検討などを行い、その結果は「福祉のまちづくり推進会議」にて報告することとしています。



## 参 考 资 料



## 参考資料 1 基本構想見直しの検討の流れ

基本構想の見直しに当たり、福祉のまちづくり推進会議に専門部会として「札幌市バリアフリー基本構想検討部会」を設置し、令和元年度～令和3年度にかけて以下の流れで検討を行いました。

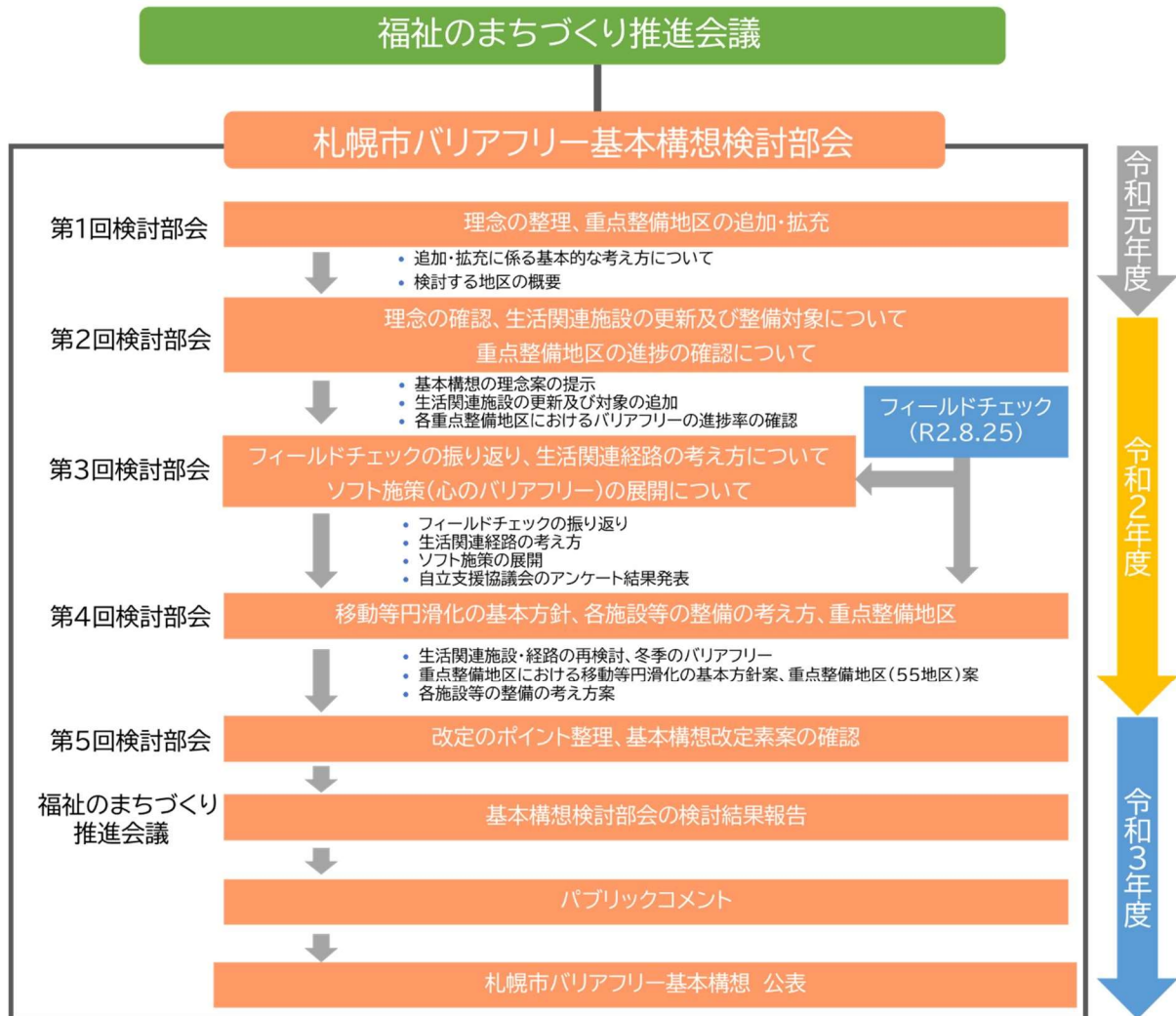


図1 バリアフリー基本構想見直し検討の流れ

## 参考資料2 フィールドチェックの実施

### 1. 目的

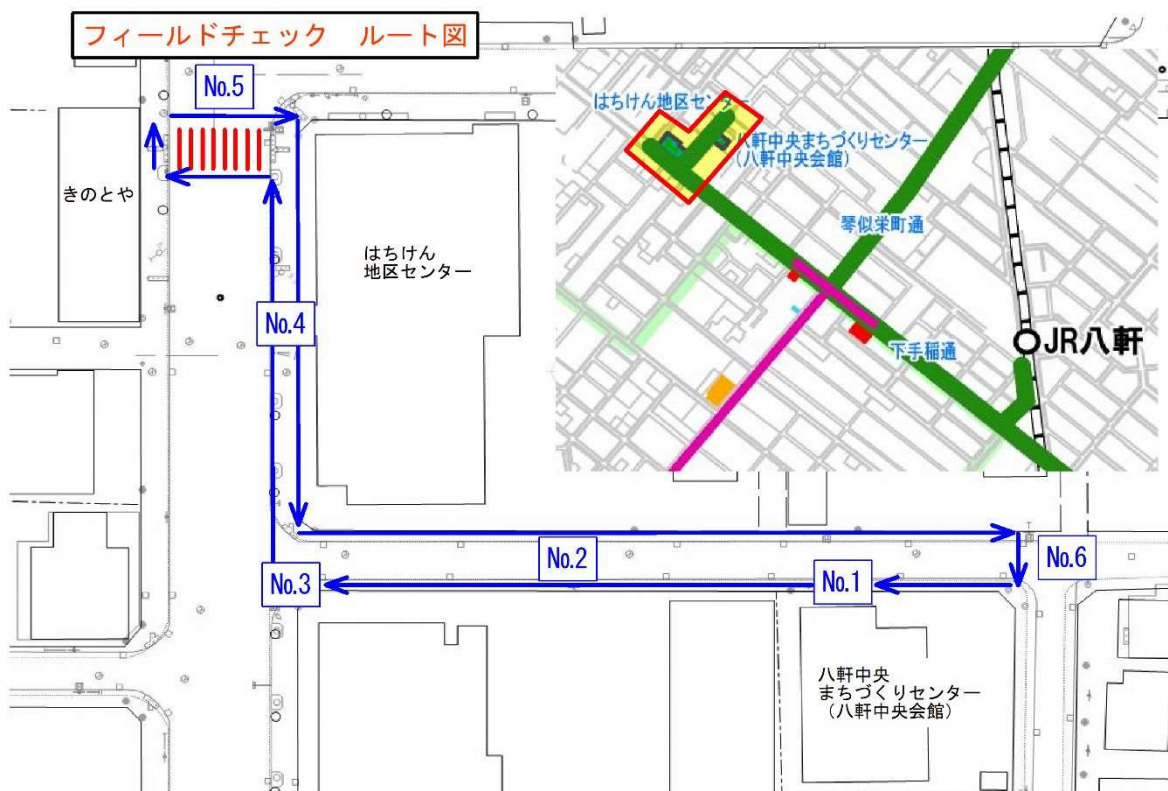
狭幅員道路や非優先道路のような、バリアフリーの全ての基準を満たす整備が難しい生活関連経路における、必要な整備基準や考え方について、委員の皆様及び障がいを持った方などからご意見をいただくことを目的として、フィールドチェック（現地調査）を実施しました。

### 2. 実施日及び調査内容

#### 【実施日】

- ・令和2年8月25日（火）9：30～11：45

#### 【実施箇所】



## 【調査項目】

### (1) 狭幅員道路に面した生活関連施設の出入口

■視察箇所：八軒中央まちづくりセンター（八軒中央会館）前

■チェックポイント：

- ・生活関連施設へ誘導するためには、どのように点字ブロックを設置するのがよいか。
- ・生活関連施設前の縁石は、どのような形状がよいか。 など。



点字ブロックの設置例

### (2) 狭幅員道路の通行

■視察箇所：八軒中央まちづくりセンター（八軒中央会館）～下手稲通

■チェックポイント：

- ・安全に通行するには、どのような整備が必要か。
- ・実際に、どの位置を通行するか。
- ・点字ブロックの設置が必要な箇所はあるか。
- ・片側（施設側）のみの整備でよいか、両側の整備が必要か。 など。



道路現況

### (3) 広幅員道路から狭幅員道路への誘導

■視察箇所：下手稲通歩道巻き込み部分

■チェックポイント：

- ・広幅員道路（下手稲通）を横断するための点字ブロックと、狭幅員道路へ誘導するための点字ブロックが混同しないか。どのような形状がよいか。
- ・排水施設や段差、電柱 など。



点字ブロックの設置例

### (4) 広幅員道路の整備（歩道部）

■視察箇所：下手稲通

■チェックポイント：

- ・整備に当たって、特に配慮が必要な事柄はあるか。
- ・道路境界まで点字ブロックが迎えに来ている施設（はちけん地区センター）へ、どのように点字ブロックを設置するのがよいか。
- ・バス停留所、植樹樹 など。



道路現況

(5) 広幅員道路の整備（横断歩道部）

■視察箇所：下手稲通

■チェックポイント：

- ・整備に当たって、特に配慮が必要な事柄はあるか。
- ・勾配、段差、信号現示など。



道路現況

(6) 非優先道路の横断

■視察箇所：狭幅員道路同士の交差点（双方向に一時停止標識なし）

■チェックポイント：

- ・普段は、非優先道路をどのように通行するか。
- ・安全に通行するには、どのような整備が必要か。



道路現況

### 3. フィールドチェック参加者

- ・ 検討部会委員
- ・ フィールドチェック点検者
- ・ 介助者
- ・ 事務局

合計 33名

### 4. 実施結果

フィールドチェックでいただいた主な意見を以下に示します。

#### (1) 全体を通じた意見

点字ブロック	既設の点字ブロックが全体的に劣化している
舗装面の改良	路面に溝があれば補修した方がいい
横断歩道	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 横断歩道の塗装が薄いところは歩きにくい</li><li>・ 横断歩道上には雨水枡を配置しないルールとなっている</li></ul>
施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設内の排水設備は細くするなどの整備が必要</li><li>・ 冬期間の状況を記録しておくのがよい</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 歩行者の妨げになっている植物の処理など維持管理が必要</li><li>・ 冬期間のバリアフリー（除雪など）は地域みなさんと協力しながら積み重ねていくしかない</li></ul>

#### (2) 狭幅員道路に面した生活関連施設の出入口

点字ブロック	施設の状況に応じて、障がい者等にとって適切な位置へ設置することが望ましい（施設中央、手すり側等）
勾配緩和	駐車場と道路の傾斜を改善して欲しい
その他	施設側の側溝の網目が大きく、白杖が落ちる危険性があるため細目にするべき



### (3) 狭幅員道路の通行

車道横断部の段差解消	歩道の段差が5cmだと車椅子での乗り上げは難しいため、3cm以下が理想であり、縁石に丸みがあると上がりやすい
勾配緩和	車道の横断勾配がきつく、上がりにくい箇所がある
舗装面の改良	歩道が凹凸していると、車椅子では通行がしづらい
歩道の有効幅員確保	電柱があるところは、有効幅員が約80cmと狭く、通行がしにくい 植栽が道路に越境し、支障になっている
その他	歩道と車道の段差を明確にする必要がある 施設側の歩道を主導線にするべき 施設の反対側の歩道には誘導しない方が良い



### (4) 広幅員道路から狭幅員道路への誘導

点字ブロック	斜め後ろへの誘導は相当訓練しないと難しい(狭幅員道路への誘導、点字ブロックの複数化による混同) 狭幅員道路へ誘導する交差点の点字ブロックは、隅切りを越えるまで設置することで進行方向が定まる
その他	歩道上の雨水枡は細目タイプなので問題ないが、可能であれば点字ブロック以外のものは設置しない方が望ましい



(5) 広幅員道路の整備（歩道部）

点字ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停の点字ブロックとの連携が必要</li> <li>・点字ブロックの劣化が目立つ</li> </ul>
段差解消	道路だけではなく、施設との接続部分も段差が生じないような配慮が必要
舗装面の改良	アスファルト舗装だと、歩道が凹凸しているのがわかりづらく、コンクリートの平板ブロックが通りやすい



(6) 広幅員道路の整備（横断歩道部）

点字ブロック	信号機の押しボタンまで点状ブロックを延長したほうが良い
舗装面の改良	横断歩道と歩道の間はある程度の段差が必要（目安になる）
勾配緩和	（横断勾配を数か所実測して） 横断勾配 4.6%は急であり、2.0%程度が望ましいことを実感した
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音響式信号機の整備が必要</li> <li>・青信号の時間が短いように感じた</li> </ul> （青信号表示時間：23秒 車道幅員：13.0m）





(7) 非優先道路の横断

点字ブロック	点字ブロックでの誘導は難しいかもしれないが、何かしらの整備が必要である
車道横断部の段差解消	横断歩道がなくても、段差解消は必要
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>狭い道路はバリアフリー整備による対応よりも、運転手への教育（交通教育）による配慮が必要</li> <li>信号や横断歩道、一時停止標識のない交差点は、案内や誘導サインの強化が必要</li> <li>回り道は迷子になる可能性があるため、出来る限り最短距離でアクセスできるバリアフリールートが欲しい</li> </ul>



5. フィールドチェックを踏まえた整備が難しい路線の取り扱い

フィールドチェックでいただいたご意見を踏まえ、課題のある生活関連経路のうち、適切な代替経路がない箇所の取り扱いについて検討し、以下の通り整備の方向性を決定しました。

(1) 狭幅員道路における整備イメージ

項目	整備基準の達成		狭幅員道路において実施可能な整備内容
	広幅員道路	狭幅員道路	
①歩道の有効幅員確保	○	×※	—
②勾配緩和	○	×※	—
③横断部の段差解消	○	○	横断部の段差解消
④舗装面の改良	○	○	舗装面の凹凸が多い場合は舗装面を改良
⑤点字ブロック	○	△	施設前、交差点の車道横断部、広幅員道路から狭幅員道路への誘導部に点字ブロックを設置

※将来的に道路拡幅や大規模な道路改良の機会があれば達成を目指し検討

## (2) 非優先道路における対応

### 【現状の対応】

- 生活関連経路では障がいをお持ちの方など様々な方が通行することを考慮し、優先道路による誘導を基本としている。
- やむを得ず、非優先道路を生活関連経路とする場合であっても、交差点においては、非優先道路の横断を誘導するような整備（点字ブロックの設置）はしていない。
- 道路形状や交通量を考慮した交通規制を行っているため、狭幅員道路同士の交差点に新規の横断歩道や停止線などを設置することは、容易ではない。

### 【今後の非優先道路における整備優先順位】

- ①横断歩道や停止線の設置を検討
- ②ドライバー・歩行者への注意喚起を検討
  - ⇒路面表示の設置検討（交差点のカラー化、減速マーク等）
  - ⇒注意喚起看板の設置検討

### 参考資料3 バリアフリー状況に関するアンケート調査

#### 1. 目的

障がいを持つ市民の意向把握のため、障がい者団体に属する市民を対象に、移動面に関するバリアフリー化の評価や今後の関連施策の方向性等を平成30年に調査しました。

#### 2. 調査対象

	対象団体	配布数	回収数	回収率	有効回答	
障がい者	まちづくりサポーター	12	9	75%	9	
	身体障害者福祉協会 －札幌市肢体障害者協会 －札幌市中途失聴・難聴者協会 －札幌市視覚障害者福祉協会 －日本オストミー協会札幌支部	220	112	51%	112	
	聴覚障害者協会	50	40	80%	40	
	札幌市精神障害者家族連合会	50	31	62%	31	
	札幌市手をつなぐ育成会	63	63	100%	62	
	北海道難病連	65	10	15%	10	
	高齢者	札幌地区退職者連合	50	47	94%	44
		札幌市老人クラブ連合会	50	49	98%	48
子育て世代	子育てサロン利用者(札幌市子育て支援課)	90	87	96%	87	
計		650	438	67.4%	433	

#### 3. 調査結果

##### (1) 移動の状態

移動の状態では該当する選択肢のなかった307人(約70%)が多数で、一部の方は欄外に「補装具を使用」と書いてくださるなど、選択肢に考慮しきれないものがありました。

他はベビーカー使用者が59人(13%)、杖利用者が37人(8%)となっています。

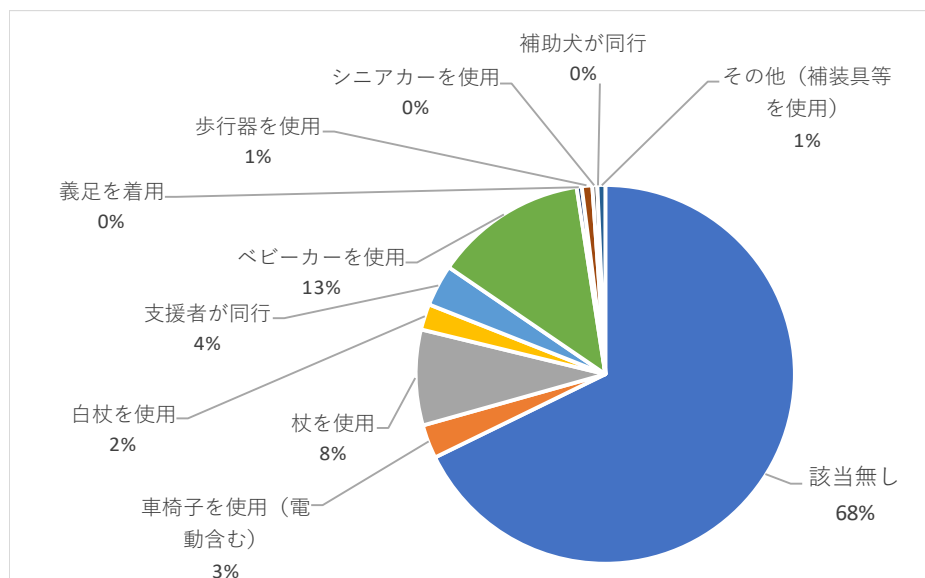


図2 移動状態の割合

## (2) 交通機関施設の利便性向上

駅など利用しやすくなったと感じている人は過半数を超えているが、バスターミナルや路面電車ではわからないとする人の方が多くなっています。

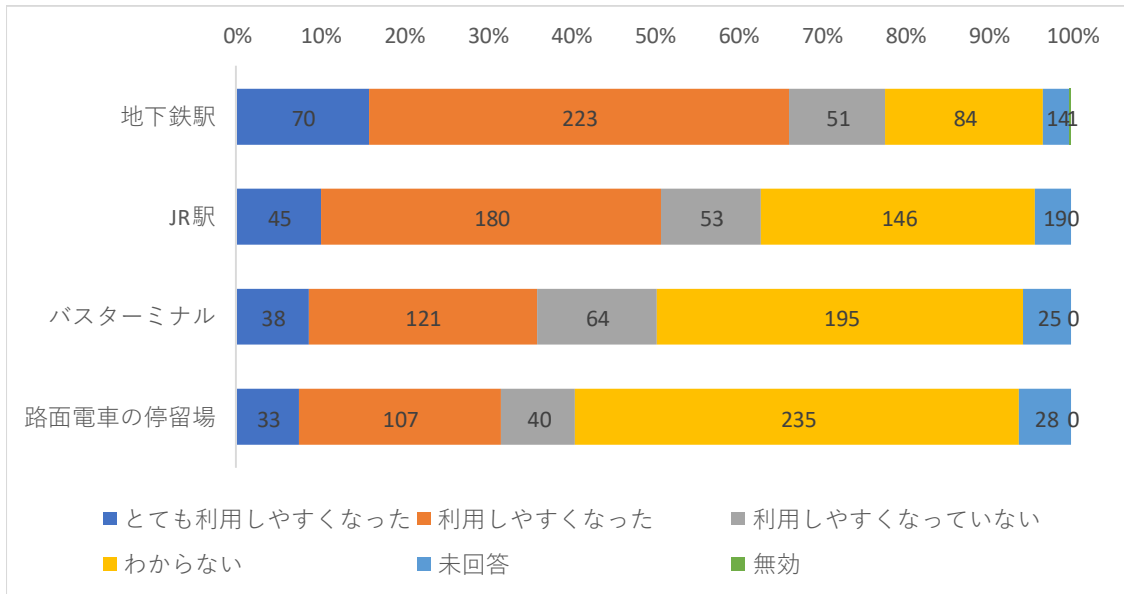


図3 利便性向上割合（交通機関の施設）

## (3) 利用頻度（交通機関など移動手段）

週1回以上利用する移動手段は徒歩が最も多く約70%、次いで地下鉄、自家用車が約50%となっています。

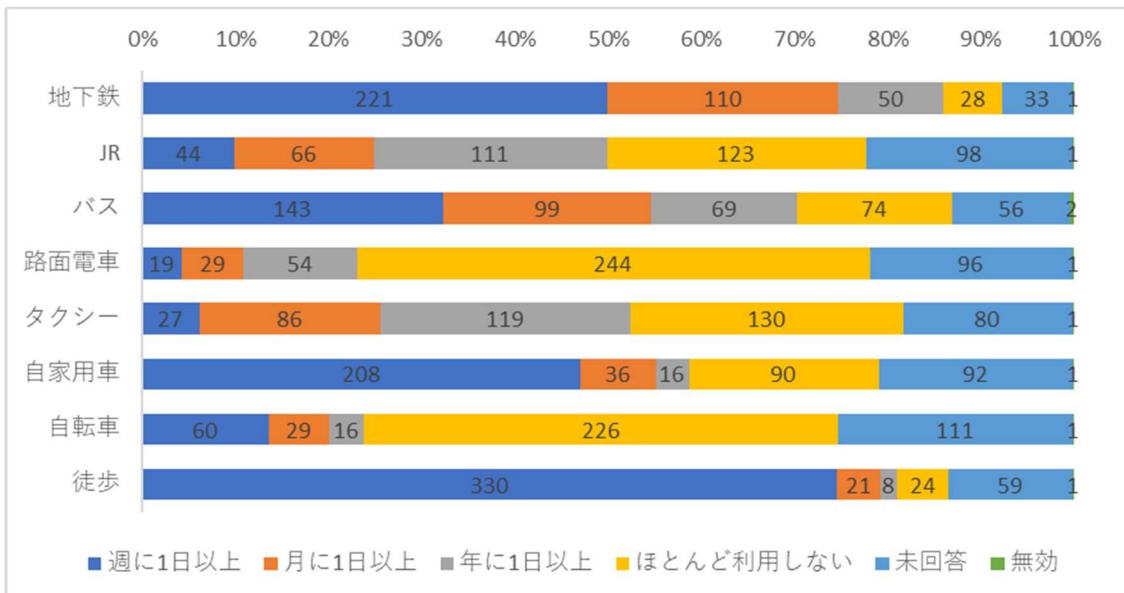


図4 利用頻度割合（移動手段）

#### (4) 利用頻度（施設）

過半数が週1回以上利用する施設としてはスーパーマーケット、コンビニが多く、月1回以上では飲食店や郵便局、病院も加わっています。選択肢になかったものとして、子育てサロン、福祉センター等、町内会館が自由記載で回答がありました。

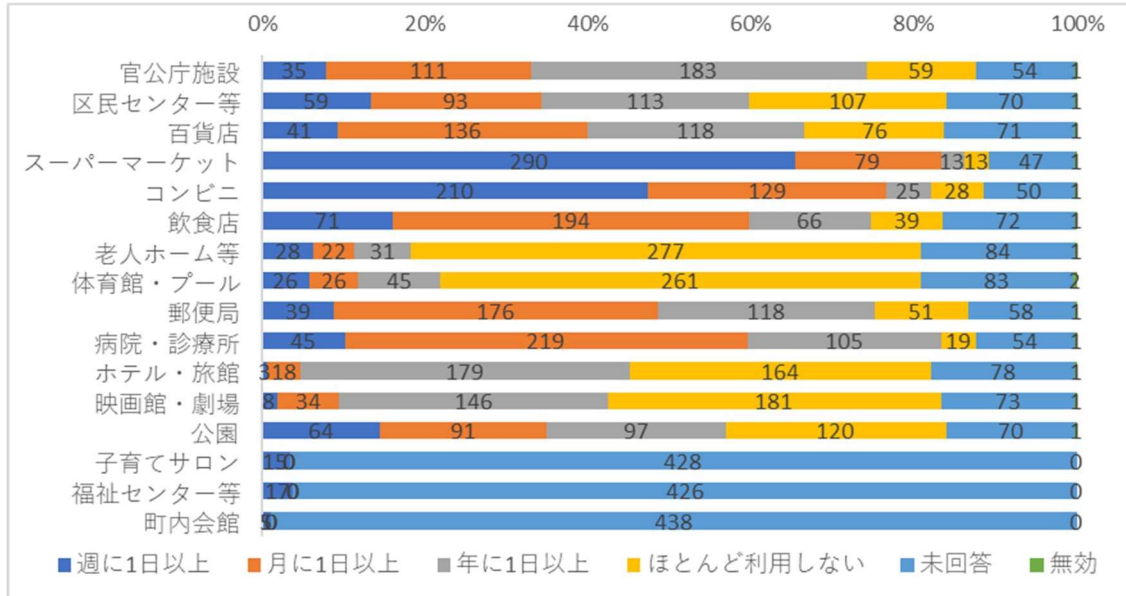


図5 利用頻度割合（施設）

#### (5) バリアフリー化の要望（交通機関等移動手段）

道路（歩道）200人超、地下鉄駅約200人、バス（車両）約150人から改善要望が挙げられています。

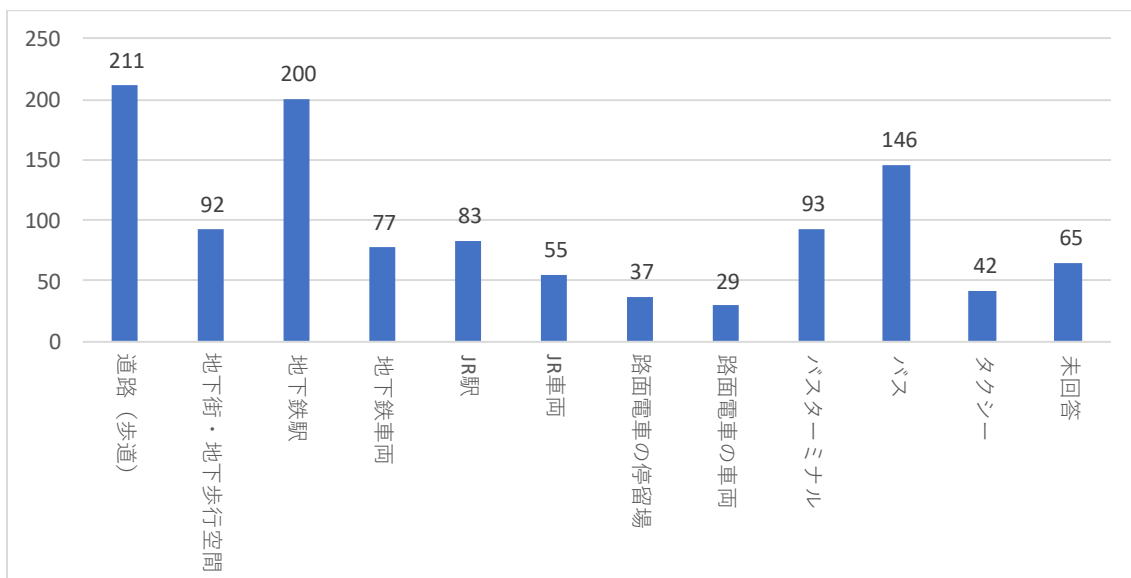


図6 要望総数（移動手段）

【自由意見（地下鉄駅について）：8件】

大きな（2人乗りの）ベビーカーが入るエレベーターがあるとうれしい。（中央区子育てサロン利用者）

【自由意見（バスターミナルについて）：5件】

札幌駅のバスターミナルの通路が狭い。エスタにベビーカーで行けない。（中央区子育てサロン利用者）

（6）バリアフリー化の要望（施設）

スーパーマーケット約 140 人、病院約 110 人、役所前約 100 人から改善要望が挙げられています。

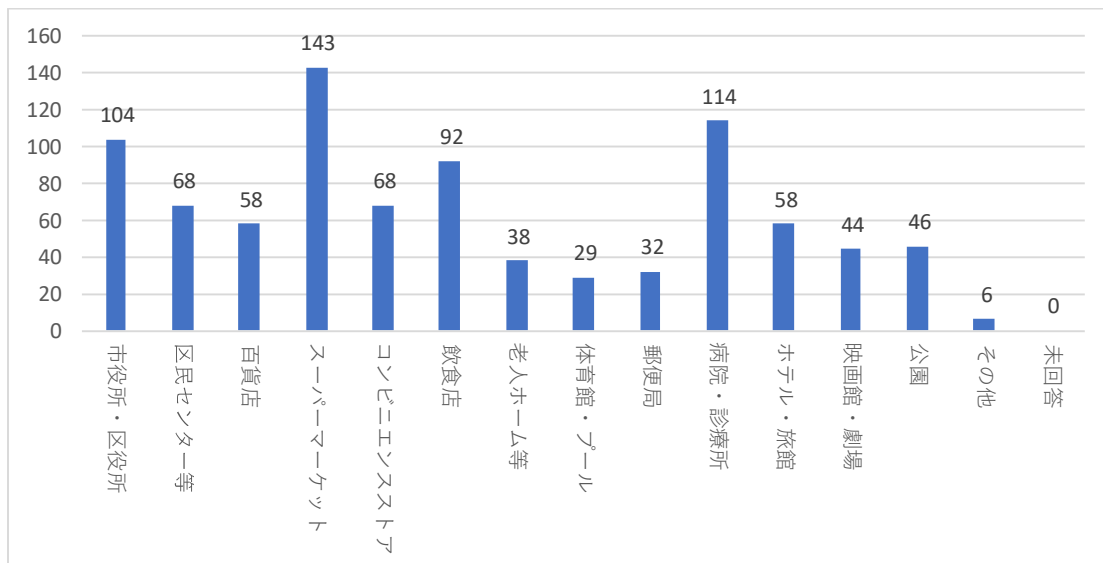


図 7 要望総数（施設）

【自由意見（全般、複数）：17件】

施設や公園にもわかりやすくしたり、振り仮名を見やすくして欲しいです。（まちづくりサポーター）

車で利用しやすいように駐車場のスペースを増やして欲しい。（豊平区子育てサロン利用者）

スーパーマーケット、郵便局、病院など手話の出来るスタッフを増やして欲しい。（身体障害者福祉協会）

調査で得られた意見を参考として、多くの市民が安全・安心に外出できるよう、今後も継続的なバリアフリー化を進めていきます。

## 参考資料4 第11期福祉のまちづくり推進会議及び

### 札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会名簿

第11期福祉のまちづくり推進会議委員			札幌市バリアフリー基本構想 検討部会委員（兼任） 部会長は◎ 委員は○
	氏名	出身団体	
	浅香 博文	札幌市身体障害者福祉協会	
	池田 桂子	札幌市精神障害者家族連合会	
	石田 眞二	北海道科学大学	◎
◎	石橋 達勇	北海学園大学	
	上野 文	公募委員	○
	沖村 圭子	公募委員	
	越智 章	公募委員	○
	風間 忠勝	札幌地区退職者連合	○
	木下 祥子	札幌市肢体障害者協会	○
	小島 佳代子	札幌市手をつなぐ育成会	
	小林 恒男	札幌市老人クラブ連合会	
	近藤 久江	札幌市視覚障害者福祉協会	
	斉藤 慎也	札幌青年会議所	
	中村 裕子 (山本 彩)	札幌学院大学	○
	長田 芳幸	公募委員	
	中ノ殿 恭子	札幌ホテル旅館協同組合	○
	野川 裕次	札幌地区バス協会	○
○	橋本 菊次郎	北海道医療大学	○
	畑中 雅嗣 (照井 幸一)	札幌ハイヤー協会	○
	東 道尾	北海道建築士会札幌支部	
	菱谷 雅之 (瀬川 誠)	札幌市社会福祉協議会	○
	森岡 三恵子	札幌市ボランティア連絡協議会	
	山口 久枝	公募委員	○

◎は会長、○は副会長を示す（敬称略、五十音順）

（ ）は前任委員

## 参考資料 5 札幌市バリアフリー基本構想検討部会

### 外部委員名簿

氏名	出身団体
朝野 純一 (小野 大治)	北海道運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長
西崎 涉 (濱田 利明)	北海道運輸局 札幌運輸支局 首席運輸企画専門官
笠松 周悟 (西山 泰幸)	北海道開発局 札幌開発建設部 道路計画課長
三上 慶三 (小林 英一)	北海道警察本部 交通部 交通規制課 調査官
野村 俊明 (芳賀 善浩)	北海道旅客鉄道株式会社 経営企画本部 専任部長

( ) は前任委員